

農林水産委員會議録 第二十三号

昭和三十五年四月十九日(火曜日)

午前十四時四十二分開議

出席委員

委員長

吉川 久衛君

理事秋山 利基君

理事永田 亮一君

理事本名 武君

理事芳賀 貢君

今井 耕君

金子 信君

坂田 英一君

田邊 國男君

中馬 辰猪君

松岡嘉兵衛君

三和 精一君

保岡 武久君

西村 有全君

山田 長司君

小松信太郎君

出席政府委員

農林政務次官

農林事務官

(農地局長)

委員外の出席者

農林漁業金融公

庫理事

(全日本開拓者

連盟委員長)

(全国開拓農業

協同組合連合会

会長)

(岩手県開拓者

連盟委員長)

菅野 敬一君

参 考 人  
(鳥取県大山開拓農業協同組合 三好 武男君)  
専 門 員 岩 隈 博君

四月十五日

委員石田有全君辭任につき、その補欠として永井勝次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日  
委員永井勝次郎君辭任につき、その補欠として石田有全君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

参考人の出頭要求に関する件

開拓管振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三号)

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(内閣提出第一〇六号)

○吉川委員長 これより會議を開きます。

この際、参考人招致に関する件についてお諮りいたします。開拓管振興臨時措置法の一部を改正する法律案、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案及び開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案について、本日参考人の出頭を求め、その意見を聴取いたします。

いと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

なお、参考人の人選については委員長に御一任願いたいと思ひます。

○吉川委員長 次に、開拓管振興臨時措置法の一部を改正する法律案、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案及び開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案を議題とし、質疑を行ないます。倉成正君。

○倉成正君 私は、開拓三法案に関連して、現地から寄せられたままなましの声を背景として、今後の開拓政策に関する政府の決意を伺いたいと思ひます。

私の考えるところによりますと、開拓問題の解決のかぎは、現実の正しい認識、すなわち、ありのままの実態を正しく把握し、同時に、この現実に基づいて正しい開拓政策の理念を確立することが何よりも大切なことと考えるのであります。そこで、開拓の実態につきましても、これまで農林省でいろいろ調査をされておられることと思ひますが、具体的なこれまでやられた開拓の調査について、一つどういった調査をやられたか、お示しいただきたいと思ひます。

○伊東政府委員 開拓の調査で

ございますが、御承知のように、農地局では開拓地の営農実況調査、これは全農家についてやっております。それと、開拓の経営経済調査、これは全部というのではございませんで、若干層としては上の方になっておりますが、第一類として約八十戸、あと水田地帯等六十戸というような類別をいたしまして、経営経済調査。この両方の調査をやっております。

○倉成正委員 開拓地の家計の調査をやりになったことはございますか。

○伊東政府委員 家計の調査につきましては、経営経済調査で、数は少のうございすが、その中で家計費の調査等もやっております。

○倉成正委員 開拓地の調査の問題につきましては後ほど詳しく触れたいと思ひますが、これは、これまで農林省のやられた調査が決して間違っていないと申しません。しかし、統計数字に現われて参ります調査は平均的な抽象的なものであつて、ほんとうに血の通った内容の調査の資料が農林省の机の上には上がつてこないという事実を指摘したいのでございします。従つて、この問題は後におくいたしまして、終戦後の開拓政策は、食糧不足の解消、過剰人口対策を背景として進められてきたことは御承知の通りでございます。しかし、今日では、食糧事情も緩和され、人口問題は依然として重要な性を失わなければならない、開拓におんがするところが若干事情が変わつてきたと考えるわけでありまして、今後の

開拓政策の指導理念をどのような考え方に基いて進めるかということが一番大事となつて参ります。この点につきましては、先般農林大臣に対して私も御質問をし、大臣からも一応の答えをいただいたのでございしますけれども、さらに、担当の局長から、どういう角度で今後の開拓を進めていくかという点についてお伺いしたいと思ひます。

○伊東政府委員 今後の開拓政策をやつていきます場合に、今まで入られた人の問題と、それから、全然新しく入る人というふうに分けて考える必要があるかと存じます。全然新しくこれから入るという場合の問題でございしますが、その場合の考え方といたしましては、まだ日本に残されておりましたところの未開発地といふか未利用の土地資源を高度に利用していくということがやはり開拓の一つの大きなねらいであると思ひます。もう一つは、既存農家を頭に置きまして、既存農家対策としての開拓ということを考えるべきではなからうか。といひますことは、既存農家の開拓というような考え、あるいは既存農家の二、三男対策というような考え方からいいたしまして開拓ということを考えていく必要があるのじやないか。これにつきましては、経営の方面からいいますと、将来のいろいろな需要弾性、所得弾性その他需要の趨勢から考えまして、開拓の方向、農業経営の方向というものは、主観中心でなくて、そういうもの



に三十五年度からそういう問題に取り組んでやるというには少し時期が早いんじゃないだろうか、やはり、三十五年度の農政としては、これは振興計画達成というところがまず第一階でなからうかという判断をいたしまして、今のような法律の御審議を願ったわけでございます。

○倉成委員 ただいまの局長の御答弁の中で、非常に御苦心なさっていることはよくわかるわけです。それじゃ、その問題に関連してお伺いしたいと思えますけれども、この転換期に来ておる農業全体を取り扱うために、政府で基本問題調査会が設けられて、すでに中間報告が発表されております。また、経済企画庁を中心に所得倍増のプランがあるわけでありまして、これも、これらの計画と現在の既入植者の振興ということはどういう関連性を持つものか、一つお伺いしてみたいと思えます。

○伊東政府委員 今内閣にできております基本問題調査会の中間的な試案といえますか、そういうものは出ております。これは農政一般の問題でございますが、特に注目すべき点は、構造政策といえますか、今までにあまり取り上げられませんでした構造政策ということが非常に強く取り上げられておりますことは一つの大きな特徴でなからうかと思っております。この場合に、先生の今おっしゃいました所得倍増といえますか、ほかの産業との所得の均衡をはかる問題でございますが、あの中間的試案等では、御承知のように、農業労働単位としまして、二人ないし三人ぐらいの人で、農業だけの所得で、ほかの産業の所得と比較しまして均衡のとれた、妥当な文化的な生活といえますか、そういう生活のできるぐらいの農業所得をあげ得るところを農政の中心として構造問題としてはやっております。きでなからうかというようなことが、中間の試案の構造政策の中心の議論になっておるというように、私は了解いたしております。これと既入植者の問題とどういう関連があるかというお話をさせていただきますが、既入植者の問題として考えます場合には、農業労働という面からいいますれば、大体今ねらっておりますようなところの家族構成に近いであろうと私は思っております。こういうところで、ただ、あけております所得は、一般の既入植者に比較しましてまだ低い層が多い。それから、非常に借財が多い。これは非常に大きな特徴でございます。そういう両方の面からいたしまして、一般の今の既入植者でさえもまだ小さい、所得が低いというようなことが言われておりますもの、比較しまして、既入植者はまだその下になっております。でありますので、われわれとしましては、せっかく入りました入植者でありますので、これは、やはり、基本問題調査会がねらっておりますような線までは開拓者についてはぜひ引き上げてあげるように政策を集中してやるべきである。ただし、今入っております人につきましては、これを全部が全部農業の中で救っていかねばならぬかどうかということになりますと、これは既入植者についても同じ問題がございまして、ある程度面積の小さい人、あるいは兼業所得のあるような人については、なるべく脱農をはかったらどうか、そうし

て、あげます所得を割る分母を小さくしようじゃないかという意味のことを言っておりますが、これは、開拓者についても同様でございます。まして、ことし初めてテスト・ケースとしてやります開拓者というように、ことし、どうしてもやらないといけない人の離農というようなものにもあるいはあつた奨励金は出していくというふうな考え方をとりましますれば、私は、今基本問題調査会がよく脱農ということを言っておりますが、こういう問題とも通ずる問題があるかと思っております。今申し上げましたように、既入植者の人につきましては、基本問題調査会がねらっておりますように、やはり農業所得だけで生活ができるというところの線まで持っていきたいというものがわれわれの考え方でございます。

とれた、妥当な文化的な生活といえますか、そういう生活のできるぐらいの農業所得をあげ得るところを農政の中心として構造問題としてはやっております。きでなからうかというようなことが、中間の試案の構造政策の中心の議論になっておるというように、私は了解いたしております。これと既入植者の問題とどういう関連があるかというお話をさせていただきますが、既入植者の問題として考えます場合には、農業労働という面からいいますれば、大体今ねらっておりますようなところの家族構成に近いであろうと私は思っております。こういうところで、ただ、あけております所得は、一般の既入植者に比較しましてまだ低い層が多い。それから、非常に借財が多い。これは非常に大きな特徴でございます。そういう両方の面からいたしまして、一般の今の既入植者でさえもまだ小さい、所得が低いというようなことが言われておりますもの、比較しまして、既入植者はまだその下になっております。でありますので、われわれとしましては、せっかく入りました入植者でありますので、これは、やはり、基本問題調査会がねらっておりますような線までは開拓者についてはぜひ引き上げてあげるように政策を集中してやるべきである。ただし、今入っております人につきましては、これを全部が全部農業の中で救っていかねばならぬかどうかということになりますと、これは既入植者についても同じ問題がございまして、ある程度面積の小さい人、あるいは兼業所得のあるような人については、なるべく脱農をはかったらどうか、そうし

は、所得の均衡ということである。農業が他の産業と所得をいかにして均衡せしめるかというのが大きな焦点であるときに、非常に低い農業水準を目標として、しかもその農業は生活の犠牲においてなされておる状態を放置しておくといいことは、私は政治としてまことにまずいことではないかというふうに考えるわけでありませう。そのためには、どうしても、なぜ開拓を推進していくか、なぜこういう既入植者を救っていかねばならないかという基本的な理念、堂々と大蔵省にも予算を要求し、また他の部門の方々に必要とするだけの理論的な根拠が必要になってくる。そういう意味で、開拓政策の理念を一日も早く確立することが必要だと申し上げておるのでございます。

て、あげます所得を割る分母を小さくしようじゃないかという意味のことを言っておりますが、これは、開拓者についても同様でございます。まして、ことし初めてテスト・ケースとしてやります開拓者というように、ことし、どうしてもやらないといけない人の離農というようなものにもあるいはあつた奨励金は出していくというふうな考え方をとりましますれば、私は、今基本問題調査会がよく脱農ということを言っておりますが、こういう問題とも通ずる問題があるかと思っております。今申し上げましたように、既入植者の人につきましては、基本問題調査会がねらっておりますように、やはり農業所得だけで生活ができるというところの線まで持っていきたいというものがわれわれの考え方でございます。

以上はいずれもむずかしい問題でありまして、今後新たに設けられます審議会において本格的に取り組んでいただきたいと思いますけれども、この審議会は、第一回はいつごろ、また年に何回ぐらい開く御予定であるか、伺いたいと思えます。

○伊東政府委員 まだ法律の御審議を願っております段階でございますので、いつというのをきめておりません。法律が御審議願えますれば、なるべく早い機会に人選をいたしました上で開催したいと思っております。年何回は三十六年度の予算等もございまして、私は、開きましたならば、来年の予算ということも頭に置きまして、回数ある程度詰めてやりまして、三十五年度に中間的な結論でも得られれば、それに基づきまして三十六年度の

ことも考えていきたいというようなことで、年に何回というようなことはまだ予定はしておりませんが、特に既入植者対策というところでやりましたし、これは財政とも非常に関係がありますので、早い機会に中間的な結論が得られるように、何度も開催していただくというのが筋でなからうかと私は考えております。

○倉成委員 この審議会においていろいろ検討されるべき項目につきまして、先般来の同僚議員の質問の中で大体明らかでございますけれども、特に開拓者振興臨時措置法について、今次の政府案はごく一部の改正でございますが、これを全面的に改正する、基本的に検討する、こういう問題についてこの審議会でも十分御検討なさる意思があるかどうか、伺いたいと思えます。

○伊東政府委員 当然この審議会が開拓者振興臨時措置法につきまして基本的な検討をしていただくことが当然だろうと思えます。

○倉成委員 開拓審議会議会を実質的に前進にならうという御熱意があるようでありまして、特に御要望申し上げたいと思えますけれども、審議委員の各位はその方面のエキスパートでありまして、審議会の検討にゆだねるためには、詳細な資料、また農林省の意欲というものが大きく反映してくると思えます。審議会議会をお開きになります場合には、積極的な意欲をもってこの審議会にいろいろな諮問をしていただくように、特に御要望を申し上げます。次に、問題解決のかぎは現実の正し

ますと、大體、昨年の予算をやりま  
す場合には、元金の調定額は約十七億  
入りです。徵収額は、元金の分だけでござ  
いますが五億七千二百萬くらいでせ  
うというような予定を三十四年度は  
いたしました。三十五年度は、元金に  
つきましてこういう償還条件の緩和  
いうことをやりますれば、元金の調定  
額はおそらく五億三千万くらいにな

だらう、それに対して入ってき  
す元金が一時償還も含めまして三億六  
千、去年はこれに對しまして五億七千  
というふうに見ておりましたので、昨  
年よりはだいぶ調定自体も減ってくる  
ということが元金について言え言え  
るのじやなからうかと思つておりま  
す。

○倉成委員 利子の場合はどうなりま  
すか。

○伊東政府委員 金利につきまして  
は、昨年は調定額は約九億五千万ぐら  
いを見込みまして、徴収は四億九千七  
百万というふうな予定を組んだわけで  
ございます。ことは、調定額が約六  
億七千万くらいになりまして、これに對  
しまして徴収は四億四千というふうな  
ことで一応組んだわけでございます。

このほかに、三十四年度におきまして  
は前年度からの調定済みで未収になつ  
ておる金が十六億くらいございま  
す。これが、今度は、全部ではござい  
ませんが、大部分の人についてはうし  
ろの方に元加されて、あとで十五年払  
い、二十年払いというふうなことに  
なるわけでありまして。

○倉成委員 全体の数字について御答  
弁がありましたけれども、これをしき  
いに内部的に検討してみますと、實際  
に形の上では非常に緩和されたように  
見えるけれども、払えないという状況  
が出てくる場合が非常にあると思つ  
て、そういうことになりまして、せつ  
条件緩和をしましても、恩典にあず  
かないという場合が出てくることにな  
る。そしてまた将来に禍根を残すとい  
うことになって参りますから、この取  
り扱いにつきましては十分実情に即し  
て調定等をなさるるに御要望申し上

げたいと思ひます。

次に、いわゆる二十九年から三十二  
年度の入植者の谷間農家の問題、これ  
は同僚委員からもいろいろお話がござ  
いましたけれども、この谷間農家に對  
する具体策はどういうふうにお考えに  
なつておるか。特に、この谷間農家の  
中で開拓営業の不振にあえいでおる農  
家がどのくらいあるか、これに對する  
対策、これをお伺ひしたいと思ひま  
す。

○伊東政府委員 いわゆる谷間という  
ことにつきましてどういふ具体的対策  
を今度は立てたかという御質問でござ  
います。これは、これにつきましては、実  
は、今度の法律改正その他におきまし  
ては、まだ財政当局とはつきりした話  
し合ひはついてはおりませんが、三十  
一年以降に入りましては、災害をこ  
うむりとしたためにどうしてこの条  
件緩和の対象にしなければならぬとい  
うような人が出ました場合には、これ  
は一つ対象に考へていきたいというこ  
とを今大蔵当局と話し合つておりま  
す。また、災害資金につきましても、  
一応振興計画達成のためということ  
で、振興農家だけに限定しておりますが、  
これも、三十四年度の災害には、現に  
振興農家以外にも貸し出しをやつてお  
りますし、こういう人々についても貸  
し出しはしたいというふうには大蔵  
当局と今話し合ひをいたしておりま  
す。これは災害を原因としたものでござ  
いまして、一般的な不振の問題につ  
きましては、私の方としては、緊急  
開拓臨時に入られた人とかいふ様相  
はいろいろの施策も違ふのではな  
からうかというふうな観点に立ちま  
して、三十二年度の臨時措置法をやりま

した場合にはこれらの人々は対象外と  
したのでございまして、その考え方に  
ついては今も変わつておらないわけで  
ございまして、災害以外の理由で営業  
不振というふうな人々に対する対策に  
つきましては、振興措置法を基本的  
に考え直すというふうなことをいたしま  
す。か、あるいは全然新しい立法をいた  
しますか、そういう基本的な問題とい  
ふことを基本的に相談をしていただ  
きたいというふうな思つております。こ  
れらの人々の数でございまして、また  
はつきりしたてはおりませんが、災  
害等の場合に対象になるのは千戸内外  
ではなからうかというふうな予想は  
たしてはおりますが、まだはつきりした  
数字にはなつておりません。そのほか  
に、一般営業不振といわれております  
のは数千戸といわれておるわけでござ  
います。

○倉成委員 いわゆる谷間農家の問題  
について、問題を単純にするためにこ  
ういふ御質問を申し上げてみたいと思  
ひますけれども、この谷間農家に對す  
る政府の財政投融資の財政資金、それ  
から融資額平均、それから新営農類型  
に基づく開拓農家に對する政府の財政  
資金と融資、この額を一つお示しい  
たきたいと思ひます。平均でけつこう  
です。

○伊東政府委員 従来の人々に對しま  
しては、国からの特別会計からの融資  
は約十八万に達してございまして、基本  
営農類型でやつておられますのは四十五  
万とか五十五万というふうな融資をい  
たしてあります。

○倉成委員 今局長お答えになつてお

氣づきになったと思ひますけれども、  
非常に大きなアンバランスがあるわけ  
です。ですから、これをいわゆる谷間  
農家というふうな呼んでおるわけで  
す。行政は公平無差別であるというこ  
とを一つの大きな建前であるというこ  
とを一つの大々建前にするわけであ  
りますから、いろいろ客観情勢その他  
が變つたにいたしましても、こうい  
うふうな大きな差があるということ自  
体は大きな政治的な問題である。また  
行政上の問題であるというわけであり  
ますから、これまでいろいろ施策をや  
られ、また事務当局との折衝におい  
て御苦心のあるところは認められるわけ  
ですけれども、こういふ現実が残さ  
れておる。これは一日も待つことがで  
きないというふうな私は考へるわけで  
ありまして、これらの点については勇  
氣を持って御推進いただくように、特  
にお願ひを申し上げたいと思ひます。

次に、不振開拓地の分布で、北海道  
と内地はどういう比率になつていま  
るか、全体の戸数の中でのパーセンテ  
ジでもけつこうですが、大まかでけつ  
こうです。それから、お伺ひしたいと思ひま  
す。

○伊東政府委員 振興計画を立てまし  
て承認申請をいたし、承認となりまし  
た戸数でございまして、それを比較し  
たしますと、大体九万四千の中で北海  
道が二万一千でございまして、でありま  
すので、二割強というのが北海道でござ  
います。

○倉成委員 開拓者資金融通法で北海  
道に関する条件を五年据置、二十年で  
す。これはマル寒資金その他との関  
係があるということをお答えになったこと  
も承知しておりますけれども、これは、

先ほど申し上げましたように、谷間農  
家の問題と同じく、内地の不振開拓地  
にとつて耐えることのできないこと  
です。ですから、これは一日も早くこれ  
を改めなければならぬと思ひ  
ますから、この点も特に注意を喚起し  
たいと思ひます。

次に、振興局長が見えてないので、  
政務次官にお尋ねしたいと思ひます。け  
れども、現在の国並に府県の試験場  
といわゆる開拓地の営業との関係、こ  
れはどういうふうな御指導なさつてお  
るか、一つ伺ひたいと思ひます。農地  
局長でもけつこうです。

○伊東政府委員 試験場と開拓営業の  
関係でございまして、御承知のよう  
に、既存の農家につきましては、県の  
試験場、それから県の改良普及員とい  
うふうな、比較的有機的に結びつきが  
ございまして、ございまして、実は、開  
拓地につきましては、御承知のよう  
に、改良普及員がほとんど手を出しま  
しません、営業指導員という形でやつ  
ております。そういう関係上、国の試験  
場、県の試験場、それから県の営業指  
導員という形は、既存の農家に比較し  
たしますと、私ども、どうも、やつて  
おりまして、こういうことを申し上げる  
のは恐縮でございまして、若干その力  
が薄いのじやないかというふうには  
痛感いたしております。特に、開拓に  
つきましては、これは農地局だけでや  
るということ自体が実はおかしい、と  
言つては何でございまして、農林省全  
体としてやはり開拓地のことを考へる  
べきではないか。それで、たとえば、  
振興局でトラクターをとりましても、  
開拓地に回すというのをやつており  
ます。実は、今度も営業指導員を中央

五

に集めまして、試験場等で十分営農の勉強をする講習会を開きたい。実はこし実現するつもりでおりますが、先生御質問になりましたが、一般の既存の農家に比較しますと力が少し弱いのじゃないか、もう少しこの線は試験場と結びつけて線を強めたいというふうなことで、今年度は営農指導員の強化というふうなことも考えようと思っています。

○倉成委員 たいだいま率直にお話がいまいたが、縁が薄いという表現ではなくして、ほとんど関連性がないというのが現実の姿ではないかと思いたす。特別な場合に試験場に調査を依頼するとかいうようなことはあるかもしれない。しかし、現実の状況は、私の知っておる限りでは、ほとんど関係がない。ですから、相当大きな金を試験場の今日の予算は十分ではありません。しかし、相当巨額の金額が試験研究機関に出されておる。しかもこの利益を開拓地の人々は享受することができない、特殊部落に扱われているというところは、これはやはり行政としていろいろ再検討すべき問題ではないかと思いたす。いろいろ、開拓行政について、大蔵省その他の議論の中に、一般農家と比較してという議論がよくあります。何も開拓地だけを一般農家よりよくする必要があるのじゃないか、特に災害等でよく言われる議論です。しかし、現実には一般農家よりも差別を受けておる。こういうことがこの試験場一つをとってもあるわけでありまして、社会的な条件その他を列挙すれば枚挙にいとまはございません。こういった点はやはり今後十分御検討をいたしたいことの一つでございます。

次に、私は、開拓地の婦人並びに子供たちの問題についてお伺いしたいと思いたす。開拓地の婦人たちは、一般農家の場合と同様、営農の責任者としての役割、一家の家計の責任者としての役割、また、子供を育てる母親としての役割、この三つの大きな責任を有しておられます。しかも、恵まれざる開拓地のこども達に条件の悪いところでは、これらの主婦の役割が非常に大きく、生活に夢がなく、非常に気の毒な状態にあることは御承知の通りであります。男の場合には苦しい中にも会合その他多少の慰めがあるとしましても、婦人の場合は、苛烈な自然条件の中で家に閉じ込められまして、男と同様営農の責任を負い、同時に、家計と育児の全責任を負う。そこで、こういう開拓地の婦人に対して特別な行政的な配慮を必要とすると考えられているわけですね。岡山県の開拓地の婦人たちが、かりに営農がうまくいっても生活が犠牲になってしまうから、生活を維持して人間並みの生活をした上で償還をして、生活費を記録しようという運動を進められておることを私は聞いております。幾ら書類の上でいっても営農計画ができてきても、疲れ果てて希望のない主婦と、また、その主婦に育てられた子供たちが存在する限りにおいては、その開拓政策は失敗と断ぜざるを得ません。

従って、こういう見地に立って二、三の点を指摘してみたいと思いたすけれども、先般同僚西村委員より無灯火部落のお話があったが、私は、主婦の労働と大きな関係のある飲料水の施設について申し上げてみたいと思

います。遠路を飲料水を運搬する婦人の子の苦勞は並み大抵のものではなく、また、営農が進展し酪農等が進んで参りますと、水の施設が非常に重要な役割を示して参ります。この点に關して、どういった実情にあるか、また、これから先どうしようとするか、お答えをいただきたいと思います。

○伊東政府委員 先生おっしゃいます通り、婦人の問題に關係いたしますと、生活環境の改善といいますが、その中でも水の問題等は特に重要な問題でございます。今までは、大体、建設工事それから入植施設等の関係で飲料水にやれるものはなるべく見ていこうというところでやりました。ところが、その後建設工事が終わりましたけれども、開拓地改良等でやはり飲料水の不足なところをこれをやっていくというふうな進め方をいたしておりました。それで、今入植施設その他でやっておりますのは、深井戸を掘りますとか、そういうことは、やっておりますが、三十五年度には、たしか内地におきましては飲料水関係の予算は昨年の三倍くらい、北海道が一・五倍くらいの予算をとったのでございます。個所数にいたしまして、三十五年を入れますと現在までに約二千五百カ所ぐらいたしたのでございますが、まだ三十五年以降で四千五百カ所ぐらいたした井戸を掘ったりその他の施設をするところが残っておりますのでございます。それで、今、予算でいきますれば、大体、私の方としますれば、あと三カ年ぐらいたして水の問題は何とか片づけたというところで、電気よりもまず水の問題の方を少し早めに片づけたというところで、今後予算の要求をし、これが

解決をはかっていきたいというふうな考えております。

○倉成委員 たいだいまお答えがありました通り、相当努力をしておられますけれども、現在四千五百カ所以上の飲料水の施設のないところがあるという点は、私は非常に重要な問題だと思いたす。ですから、一日も早くこの飲料水の施設の設置されることを希望いたします。

次に、開拓地に関する特別医療機関でありますけれども、開拓地が現在僻地にあるところが多くて、急病またはけが等をいたしました場合に間に合わないことも多い。また、国民健康保険税の滞納等も相当あるために、地元医師者または診療所にいるのかかることも非常に遠慮がちになっております。そこで、みすみす、工合が悪いと思いたすが健康を害しつづけるというのが実情であります。そこで、たとえば月に一回ないし二回の巡回無料健康診断、こういったことをやって開拓地の健康管理をやることは非常に大事なことでないかと思いたすけれども、これに対する当局の御所信を伺いたしたいと思います。

○伊東政府委員 今御指摘の点でございますが、御承知のように、開拓地の医療問題につきましては、北海道で嘱託医約五十名という予算をとっております。そのほかには、予防といいますが、あるいはまた病気がなった場合の対策といたしまして、保健婦を二百七十名ばかり全国に置いております。そのほかに、今年度から、これも試験的にございまして、六箇所ばかり婦人ホームというものを作ってみました。そこも一つ診療をするときの場所に据

供しようというふうなことでやっておりますのでございまして、先生の申しやいますように、巡回診断といいますが、そこまでは手が及んでおりません。また、何と言いましても、開拓地の営農の方面に力が注がれまして、環境改善、それから先生のおっしゃいました医療の問題と若干濃淡の差があることと、私も率直に認めます。今現在はまだそういうことをいたしておりましたが、これは私の方でも真剣に取り組んでいきます。

○倉成委員 たいだいまお答えがありましたように、嘱託医の構想も、あるいはその他の考え方も非常にけっこうだと思いたす。しかし、これが現実適用された場合に、末端の開拓地には十分行き届いていないというのが実情であります。ですから、営農が大事であるからこういう点が若干ネグレクトされているという点は、私はこれは納得するわけには参りません。今日の政治の中心というのは厚生国家を作っていくということでありまして、開拓地にあるがゆえにこういう非常にめづまざる状況にあるということは、一日もこれをゆるがせにすることはできないわけでありまして、農林省当局は、声を大にして、鼓をたたいて、こういう問題について予算要求をさるべきじゃないかと思いたす。こういった点についてはさらに慎重な御検討をお願いしたいと思いたす。政務次官、どういってお考えでしょうか。

○大野政府委員 開拓地の問題につきましては、私も率直に不勉強でございまして、実態把握その他におきましても、御教示に大へん示唆を受けるものであります。ただ、たいだいま申



上げましたような、十八万円に對して四十五万円というように、あとで入ったものが有利なような状況に残されておるとか、御指摘のことが幾つかございましたが、それらの問題の解決とか、それから、あとで述べに成りました医療の問題などにつきまして、ほんとうにお気の毒な点が多いと思うのであります。なお、そのほかに、実は、全国厚生連の方の仕事として、一般医療機関並みの安い公共機関としての金利の借りかえを業界も運動しておりますが、農林省もバック・アップしまして、これが折衝中で、見通しもほぼついて参っております。従つて、いわゆる農村の健康カードというようなものを、それによつて生み出した余裕金でこれを全農村に適用したいという構想を持っております、これも大へんけっこうなことでありますので、そういう意味でも業界とともに進んで進みたいと考えております。これも実行は可能のたゞいまの姿でございますから、そんなことで、財政面の方の折衝においても、局長が述べましたように相対的に、といつても、まだ説得力が足りないと思しうか、そのつど頭打ちをさせられることがありますが、しかし、今回の法律にお願ひしましたような形で、できることから手をつけてやっていくという、こういう考え方でございまして、至らぬ点が多いのでありますが、方向はお説のような環境の整備ということを感じて立てて進んで参るのでございませうから、御鞭撻によりまして一そうの努力をお誓ひいたす次第であります。

○倉成委員 たいだいまるる御答弁がございまして、懇念的に頭の中で考えるか、はだで感ずるかによつて、この問題は非常に差が出てくるわけでありますから、この点はさらに一つ御勉強をお願ひ申し上げたいと思ひます。次に、開拓地の主婦たちが最後の夢として託すのは子供の成長ということでありまして、すでに終戦直後開拓地に入りまして生まれました子供たちも相当大きくなつて参りました。これらの子供たちを将来どうやって順調に成長させていくか教育させていくかということ、主婦たちの夢であるばかりでなく、開拓地の将来を卜するためには非常に大きな要素になつてくると考えるわけでありまして、こういう子供たちの教育の問題、これについてどういふうにお考えになつておるか、施策を講じておられるか、一つ承りたいと思ひます。

○伊東政府委員 教育の問題につきましては、これは単に農林省だけの問題ではなくて、国全体として考えるべき問題だと思ひますが、私の方で今やっておりますのは、北海道につきましては、実は、開拓地の中学までに補助金を出しまして、なるべく通学の便をはかるというふうなことを実はやっております。これは北海道の特殊性で中学までやつておりますが、内地につきましては、中学までは実は手が及ばぬといひますか、内地においては中学までやらぬでも中学生の通学は可能ではなからうかということ、その前の段階でとめておるというふうなことが、今農林省の農地局でやつております教育施設に對するところの施設でございませう。

○倉成委員 開拓地の子供の教育の問題については、現地の幾多の実例を申上げますと御納得がいくと思ひますけれども、一応省略させていただきますが、二里、三里の山道を子供たちが歩いて通学しておるといふ実情を一度でもごらんになれば、これはこうしなればいけないのではないかとこのうな感じがいろいろわいてくると思ひます。こういう点についてはさらに十分御研究をお願い申し上げます。

○吉川委員 先生のおっしゃいましたように、特にそういう問題になりますところは、私の方も、事務局から直接出かけまして、県と一緒に参ります、そういう債務は一体だれに帰属すべきものかという点につきましては、やはり十分現場で当時の理事者あるいは組合員と一緒に話し合ふということが、今度個人債務に切りかへるという際には必要だと思ひます。でありますので、私の方では、私の方としては、単に府県だけというのではなくて、特に問題のありますところでは必ず事務局から出かけて参ります、一併に措置をするというところをやりたと思ひます。

○倉成委員 私は、冒頭に述べましたごとく、開拓政策の解決のめざすべきところ、開拓政策の解決のめざすべきところ、現実をありのままに正しく認識することであると申し上げましたが、この正しい現実の上に立つて、単純明快、だれでも恩恵を受けることのできるような施策が今日一番大切だと考えます。このたびの政府の案は、ある意味において関係者の方々が非常な努力をされた。この御努力に對しては深い敬意を表するものでありますけれども、現実的にこれを適用して参ります場合には、いろいろと実情に合わない不十分な点があることを認めないわけには参りません。これらの正しい現実の上に立つて、ヒューマニティと科学的な精神に基づいた開拓政策の理念を一日も早く確立されることを望んでやみません。そのためには、開拓審議会を最高度に活用されて、抜本的な対策を立てられるために御努力あらんことを切望いたしまして、質問を終わります。

○吉川委員 午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。午後十一時五十三分休憩

午後一時三十三分開議

○吉川委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

開拓政策臨時措置法の一部を改正する法律案、開拓者資金通法の一部を改正する法律案及び開拓者資金通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案を議題といたします。

これより三案について参考人の方々の参考意見を承るのであります。その氏名はお手元の名簿の通りであります。

参考人の方々に御出席をいたしておりますので、一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用のところ当委員会の法案審査のため御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。本日は開拓関係三法案についてそれぞれのお立場より忌憚のない御意見を承りたいと思ひます。なお、参考人の御意見は、初め十五分程度お述べいただき、あとは質疑によりお答えをお願いいたします。

それでは、まず参考人近藤安雄君よりお願いいたします。

○近藤参考人 先日来開拓三法の御審議をいただきまして、非常にありがたいと思ひやりのある御審議をいただいております。開拓者が開きまして非常に喜ぶだろう、漏れなく伝えまして喜んでいただきたと思ひます。前もって申し上げたいと思ひますことは、今日の開拓者の考え方は、償還

上げましたような、十八万円に對して四十五万円というように、あとで入ったものが有利なような状況に残されておるとか、御指摘のことが幾つかございましたが、それらの問題の解決とか、それから、あとで述べに成りました医療の問題などにつきまして、ほんとうにお気の毒な点が多いと思うのであります。なお、そのほかに、実は、全国厚生連の方の仕事として、一般医療機関並みの安い公共機関としての金利の借りかえを業界も運動しておりますが、農林省もバック・アップしまして、これが折衝中で、見通しもほぼついて参っております。従つて、いわゆる農村の健康カードというようなものを、それによつて生み出した余裕金でこれを全農村に適用したいという構想を持っております、これも大へんけっこうなことでありますので、そういう意味でも業界とともに進んで進みたいと考えております。これも実行は可能のたゞいまの姿でございますから、そんなことで、財政面の方の折衝においても、局長が述べましたように相対的に、といつても、まだ説得力が足りないと思しうか、そのつど頭打ちをさせられることがありますが、しかし、今回の法律にお願ひしましたような形で、できることから手をつけてやっていくという、こういう考え方でございまして、至らぬ点が多いのでありますが、方向はお説のような環境の整備ということを感じて立てて進んで参るのでございませうから、御鞭撻によりまして一そうの努力をお誓ひいたす次第であります。

○倉成委員 たいだいまるる御答弁がございまして、懇念的に頭の中で考えるか、はだで感ずるかによつて、この問題は非常に差が出てくるわけでありますから、この点はさらに一つ御勉強をお願ひ申し上げたいと思ひます。次に、開拓地の主婦たちが最後の夢として託すのは子供の成長ということでありまして、すでに終戦直後開拓地に入りまして生まれました子供たちも相当大きくなつて参りました。これらの子供たちを将来どうやって順調に成長させていくか教育させていくかということ、主婦たちの夢であるばかりでなく、開拓地の将来を卜するためには非常に大きな要素になつてくると考えるわけでありまして、こういう子供たちの教育の問題、これについてどういふうにお考えになつておるか、施策を講じておられるか、一つ承りたいと思ひます。

○伊東政府委員 教育の問題につきましては、これは単に農林省だけの問題ではなくて、国全体として考えるべき問題だと思ひますが、私の方で今やっておりますのは、北海道につきましては、実は、開拓地の中学までに補助金を出しまして、なるべく通学の便をはかるというふうなことを実はやっております。これは北海道の特殊性で中学までやつておりますが、内地につきましては、中学までは実は手が及ばぬといひますか、内地においては中学までやらぬでも中学生の通学は可能ではなからうかということ、その前の段階でとめておるというふうなことが、今農林省の農地局でやつております教育施設に對するところの施設でございませう。

○倉成委員 開拓地の子供の教育の問題については、現地の幾多の実例を申上げますと御納得がいくと思ひますけれども、一応省略させていただきますが、二里、三里の山道を子供たちが歩いて通学しておるといふ実情を一度でもごらんになれば、これはこうしなればいけないのではないかとこのうな感じがいろいろわいてくると思ひます。こういう点についてはさらに十分御研究をお願い申し上げます。

○吉川委員 先生のおっしゃいましたように、特にそういう問題になりますところは、私の方も、事務局から直接出かけまして、県と一緒に参ります、そういう債務は一体だれに帰属すべきものかという点につきましては、やはり十分現場で当時の理事者あるいは組合員と一緒に話し合ふということが、今度個人債務に切りかへるという際には必要だと思ひます。でありますので、私の方では、私の方としては、単に府県だけというのではなくて、特に問題のありますところでは必ず事務局から出かけて参ります、一併に措置をするというところをやりたと思ひます。

○倉成委員 私は、冒頭に述べましたごとく、開拓政策の解決のめざすべきところ、開拓政策の解決のめざすべきところ、現実をありのままに正しく認識することであると申し上げましたが、この正しい現実の上に立つて、単純明快、だれでも恩恵を受けることのできるような施策が今日一番大切だと考えます。このたびの政府の案は、ある意味において関係者の方々が非常な努力をされた。この御努力に對しては深い敬意を表するものでありますけれども、現実的にこれを適用して参ります場合には、いろいろと実情に合わない不十分な点があることを認めないわけには参りません。これらの正しい現実の上に立つて、ヒューマニティと科学的な精神に基づいた開拓政策の理念を一日も早く確立されることを望んでやみません。そのためには、開拓審議会を最高度に活用されて、抜本的な対策を立てられるために御努力あらんことを切望いたしまして、質問を終わります。

○吉川委員 午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。午後十一時五十三分休憩

午後一時三十三分開議

○吉川委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

開拓政策臨時措置法の一部を改正する法律案、開拓者資金通法の一部を改正する法律案及び開拓者資金通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案を議題といたします。

これより三案について参考人の方々の参考意見を承るのであります。その氏名はお手元の名簿の通りであります。

参考人の方々に御出席をいたしておりますので、一言ごあいさつを申し上げます。本日は御多用のところ当委員会の法案審査のため御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。本日は開拓関係三法案についてそれぞれのお立場より忌憚のない御意見を承りたいと思ひます。なお、参考人の御意見は、初め十五分程度お述べいただき、あとは質疑によりお答えをお願いいたします。

それでは、まず参考人近藤安雄君よりお願いいたします。

○近藤参考人 先日来開拓三法の御審議をいただきまして、非常にありがたいと思ひやりのある御審議をいただいております。開拓者が開きまして非常に喜ぶだろう、漏れなく伝えまして喜んでいただきたと思ひます。前もって申し上げたいと思ひますことは、今日の開拓者の考え方は、償還

金につきましては、償還はぜひしたい。子供にまで借金を残したくない、しかしながら現状では払えないという考え方でございます。決して、払わないでいいのだ、払わないで済ましたいというような考え方はだれ一人として持っておりません。それから、いま一つ申し上げたいと思いますことは、この開拓事業が始まりました当座には、役所の方も、既農村ではできないこと、たとえば、むだを省き、また、協同の体制をとり、技術の交換をし合い、新しい土地に新しい村を作るのだから、理想的なことをやってみようかというところで御指導もいただき、開拓者もそういうつもりでやって参ったのでございますけれども、今日では、何だか政府の方のお取り扱いがまるで貧農対策というふうに思われるわけでございます。困っておるから仕方がないというような程度にとどまっておるのではないかと思います。今度政府から御提案になっております開拓三法の改正内容の中心は償還問題になっておるようでございます。この償還問題が現在開拓にとりまして非常に重大な問題である、開拓者が日夜この問題に頭を痛めておるといふことはその通りでございますけれども、あくまで、これは、一時待っていただいて、その間にどうして経営を確立しようかということでございますまして、御提案になっておりますのは、私どもから申しますと、うしろ向きの対策だ。私どもが振興法制定以来念願しておりますことは、どうして積極的に早く償還のできるような経営内容に到達をしようか、早く経営振興をはかりたいというような積極的な振興対策を

望んでおったわけでございます。

今まで入植いたしましたして相当長年月たつておるのでございますが、今までに開拓者が悩んでおりましたことを申し上げますと、お手元に營農類型の麥瀬というところできわめて簡単に資料が差し上げてあるのでございますが、一番最初には、きました昭和二十三年類型の場合には、五戸に一頭の大家畜である、大体二町歩経営をいたします場合に、豚は一戸に一頭、雞は十羽だという考え方で進んで参りました。入植後三カ年間に経営資金が六万四千円出まして、それが打ち切りになっておりまして、どうにもそれでは解決いたしません、作物もとれないで、私ども、五年ばかりたちまして、こういう穀菽経営ではいけないということで研究会もいたしましたが、当時農林省の方もお入り願いました結論は、現在開拓予算というものは食糧増産対策で計上されておるのだから、穀物の増産ということで経済効果が判定をされておるのだ、君方が言われるように酪農であるとか果樹であるとかいうような経営形態では予算がつかないから、しばらくそれを伏せておいた方がよからうということを言われまして、経営の転換ということを非常に心ならずも表面に打ち出し得なかつたのでございます。

二十七年に營農類型が改定をされまして、従来五戸に一頭の役牛が二戸に一頭、豚が一頭でありましたものが二頭、雞十羽は同様でございますが、ヤギ一頭は認めようということで、營農資金も十七万七千円というふう増加をいたしましたのでございますが、私どもが現地地でやりまして、やはりこれではどうにもならなかつた。しかしなが

ら、酪農への転換ということが言えませんでしたために、当時お願いをいたしましたことは、せめて一戸一頭の大家畜を入れていたきたいということが開拓者の念願でございました。そのときに初めて、政府の施策として、中期資金二年据置く・三年償還五分五厘をもって追加資金を融通してやろうというような制度が生まれたのでございます。ところが、やはり、営農類型といたしますと、関東から西の方は穀物生産でいけるのだということで酪農が認められませんが、この二戸に一頭というような家畜は役牛だ、乳牛の場合には六万円くらいは融資があったのでございまして、役牛の場合には二万八千円だということで、どうにも経営が確立をしない。そのうちに、二十八年以来、穀物の生産にとっては年々連続冷害の被害を、ひどいところは三回、四回というふうに受けてまして、経営が非常に困難であり、借金が非常にございまして、たということでもございました。今日の開拓者の負債が、新規入植者の方に比べてまして非常に生産的であった。ある意味で申しますと不効な負債が非常にたくさんある。ちょっと考えますと、既入植者はすでに相当年月がたつておるのだから、新規入植者よりは条件が悪い資金でもいいんじゃないか、追加資金だからこの程度でできるのじゃないかというふうに判断をされがちでございましてけれども、実態は、既入植者の持つております負債というものはなくもがなの負債であった。生産性の足りない、極端に申しますと、施策よろしきを得ないでむだに費されて、ただ借銭だけがおおいかぶさつてきた。そして今の状態で再出発しなければ

ばならないという状況になっておりまして、新規入植者の方よりは、負債があるだけにかえって苦しい。立地条件も必ずしもよくないというのが実情であらうというふうに考えております。新規入植者の場合にはこうだが、既入植者だからこの程度の内輪の償還条件の緩和であつてもいいんじゃないかというふうにお考えになるかもしれないが、実情はその逆であらうかというふうに判断をいたしております。そういうふうな状態で、一般の対策の充実を求めておつたのでございますけれども、年限がたつておりますので、一律に対策をするといってもそれはだめだ、画一対策はだめだぞと言われるものでございますから、振興法を出していただいて、各戸に経営を分析して、そうして必要なところに必要な限度で経営対策を講じていただきたい、また、従来の穀菽中心の営農形態ではとうてい畑作は成り立たないの、この形態を改めていただきたいということをお願いしたのでございまして、振興法の成立を見、類型の改定を見たのでございますけれども、類型を改定されますときに、私どもに対して役所から、類型は改定するけれども直ちにその差額を大ぜいの既入植者が要求をするということでは困るから、その差額を要求しないというような前提があれば類型は改定してやろうということでございます。穀菽中心の経営ではどうにもならなかったものでございますから、その条件に甘んじて類型を改定していただいたわけでございます。それから、振興法につきましても、新規入植については新類型でいきませんが、既入植者については、新類型

の到達目標である所得三十五万といふ線は、そこまでは振興対策では実施しない、それでけっこうでございます、最小限度の要求、また、一番具体的にこの線よりは下がらないというようなことであればやっていたけるであらうなうというふうな考えで、少なくとも黒字転換の時期まで、現状程度の生活を維持しながら、償還金の払合という限度で、しかも各戸に経営を分析いたしまして、必要な範囲内までということ、国会御審議のときには、新類型で進みながら、あるいは新類型を横型にらみながらというような表現があったのでございますけれども、営農の形態において、私どもは、同じような場所同じような面積で同じような経営をするためには、経営形態は同じように認めていただくのだ、ただ、各個人の相違であるとか、あるいは年限の相違であるとかいうふうなことから差があるけれども、考え方は同じような原則で、そこで個別的に適切に実施をされるものである、しかも限度は黒字に転換する時期まで、これであれば、どなたも、大蔵省も苦情がなく、確実に実行ができるだろうというふうな考えでございまして、十万四千戸の者が計画を立てまして振興農家というものが決定をしたわけでございますけれども、現在までに立てました振興計画の到達目標は、モデル組合の平均の到達目標が粗収入三十四万円というところでございます。また、岩手の全県下の振興農家の平均の到達目標は粗収入三十九万六千円というところでございます。一方、新規入植者の営農型の到達目標は、二町歩経営の場合には五十八万六千円という状況であります。



して、所得三十五万というものを目標にしておられますが、黒字転換になる時期の粗収入でも大体五十万程度でございまして、振興計画で認められまして最終目標はおおむね粗収入で三十六、七万というように限度でありまして、所得にいたしますと、新類型の半分ということが現状であります。けれども、ほんとうに現状程度の生活、償還が確実にできるのであれば何をか言わんや、それでけっこうなのでございまして、振興計画を立てます場合には、現行制度の範囲内で立てなさいという行政指導が行なわれまして、たとえば、新類型では小なるとも酪農経営の場合には乳牛三頭までを認めよう、豚であれば四十頭、鶏であれば五十羽認めようということとでございまして、振興計画の場合には、無畜農家を先へ解消するのだということ、たかだか二頭、おおむね一頭程度の融資が原則でございまして、経営形態においてこれで最小限度の目的が到達できるということになっておらぬのであります。これが今日の私どもの最大の悩みでございまして、履行延期していただいて時をかせいでいる間にこの目標に到達したいということとでございまして、必ずしも黒字に転換ができるという見通しはつきり立っておらぬのであります。

それは何とかして一つ合理的に修正変更を認めていただきたいということとでございまして、現在の状況では、資金がふえるというように計画の修正変更は認められない、現在出ておる計画の到達すら財政的に容易でないのだから、その計画の修正変更というものは認められないと言われているのでございまして、この履行延期をしていただいた年限の間に償還に償還のできるような体制に到達いたしませんと、当初の振興法で災害資金の履行延期を見ていただいたのでございまして、けれども、その期限がすでに到来しておりますけれども、一方では償還が振興いたしてありません。利子補給も五年でいい、その間に経営を振興するんだから五年でよろうということになっておつたのでございまして、現状はほとんど動いておらぬのであります。また、こういう原則的な問題については将来審議会でご検討いただくということとであらうかと存するのでございまして、少なくとも現在では、法律的にすでに昨年の三月に計画の提出期限が切れておるんだから、今さら修正変更は認められないのだと言っておりますと、明年度改正になりまして実施は再来年からということになって、不合理な計画のままで推移をしなければならぬということなので、最小限度の目標ということが正しければ、それを科学的に技術的に検討しまして、そして、これなら確かにできるといふようなしつかりした自信としかかりした見通しのもとにやっておりますというものが開拓者の偽らない念願でございまして。

また、今回法改正の中心になっております政府資金の条件緩和にいたしましても、今度の法律によりまして、振興農家で災害を受けた者だけというところになっておりますが、御承知のように、振興法では、組合員の中で二十戸以上、あるいは過半数の人が政府の定めた条件に該当しなければ形式的な振興農家にはならないということに定められておりまして、別途法律で政府資金の条件緩和が行なわれるのであれば、形式的な振興農家に限らない、實際上償還をいたくてもできないという者に対しては均等にさせていたいただきたいというお願いをいたしたのでございまして。

時間が過ぎましたので、機会を得て他の参考人の意見に補足しましてまた他のことを申し上げてみたいと存じます。

○吉川委員長 次に、井上参考人。

○井上参考人 今回参考人として出席できましたことを衷心から感謝する次第でございまして、開拓が始まりましてもう十五年に相なっておりますのでございまして、私どものほんとうの声を国会に聞いていただこうというのが今回初めてでございまして、つつしんで申し上げたいと思っております。

それで、第一の開拓者振興臨時措置法に關することにつきましては、近藤参考人から言われた通りでございまして、開拓者資金通法の一部を改正する法律案につきましては、一応北海道並みの五年据え置き十五年ということを要望しているわけでございまして、最後の開拓者資金通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案につきましては、私の忌憚のない意見を一つ申し上げたいと存する次第でございまして。このことは、私が連合会の会長として、各開拓者協会の実態というものとこの資金通法の条件緩和、この問題とは非常に関連性がございまして、率直に申し上げたいと存する次第でございまして。

現在、開拓者が、政府資金、それから公庫資金、農林中金資金、自創資金、それから短期の保証協会の資金、それから中金のブローカーで借りておる資金、それから一般農協または商人等からの借金を総合いたしますと、相当莫大な数字に上るのでございまして。端的に申し上げますと、政府資金が二百二十億現在まで貸し出されたのでございまして、一部償還をいたしまして、現在、残高は、――多少推定が入っておりますので正確な数字は申し上げることができませんけれど、正確には農林省の方で判明していると思っております。大体政府資金におきましては百六十七億六千二百万円という数字でございまして。公庫資金が三十三億一千万円、これは現在の残高でございまして。農林中金から借りております災害資金あるいは災害資金の一部を改善資金に借りかえたものが六十八億四千八百万円、自創資金が三十一億五千六百万円、保証協会の方が、現在の残高が十二億四千八百万円に相なっておりますわけでございまして。しかし、このほかに、延滞をしておる分が、政府資金におきまして約三十億くらいが延滞をしております。公庫資金におきましては、一億七千万円くらいのものでございまして、あまり大きくございせん。そのほかに、的確な数字がつかめないののでございまして、自創資金の方では、まだ償還期限に入っておりません。中金資金等においても相当な延滞額があるわけでございまして。それから、また、すでに代位弁済をいたしました残りの金が約一億三千万円ばかりございまして、このういふのを総合しますと、全体で三百三十三億五千五百万円という数字でございまして。ところが、これだけの資金

がほんとうに開拓者に――この点私から申し上げるのはちょっとつらいのでございましてけれども、各先生方、農林省の方もおいでになりますので、率直に申し上げますけれども、実際に開拓者にこれだけの金がそれでは投資をされておるのか、こういう問題に相なっておりますわけでございまして。こういうところが現在の弱い開拓農協というものの経済にも非常に関係をしておるのでございまして、かりに政府資金の二百二十億という貸し出しを今までされておりました、延滞が三十億三千九百万円、貸付残高が百六十七億六千二百万円に、このほかむろん金利も支払っておるわけでございまして、均等償還の関係上、元金より金利の方が多く償還になっておるわけでございまして、現在高にしますとこういうことになるわけでございまして。二百二十億の政府金の貸付金額のうち、実際に開拓者の生産に役立った金額が一体どれだけあるかという資金の動態をはつきりと把握されたことがあるかないかということとを、私どもは非常に残念に考えておりますわけでございまして、私どもの推定でございますと実際の開拓者の生産に役立った金はこのうちのおそらく七割か八割ではないかというのを申し上げるわけでございまして、このことは自分ども団体といたしましては十分反省をしてみなければならぬことだと思っておりますけれども、開拓農協が非常に弱体なために、開拓農協の運営費の出道がないという面も大きく災いをしておるのでございまして。

かりに数字的にちよつと申し上げますと、二百二十億の金のうち、大体純資金が三分の一、家畜資金が三分の

一、農機具諸施設資金が三分の一、大  
あらしで申し上げますとそういう工  
合に貸し出されておるのでございます  
けれども、このうちのいわゆる農機具  
資金、家畜資金等においては、当然取  
り扱い業者としてのマージン、手数料  
というものがとられておるわけでござ  
います。そういう面では農機具と土壤改  
良の肥料資金ぐらいでございまして、  
とも、県段階、それから単協段階でい  
きますと、純資金、家畜、農機具、全  
部手数料が幾らかずつとられておるわ  
けでございます。こういうものを勘定  
しますと、大体、純資金においては、  
開拓農協の運営が非常にづらい関係  
上、開拓者に直接融資されるものから  
五%ないし一〇%の事務費、取り扱い  
手数料をとっておるわけでございま  
す。それから、農機具資金等において  
は、全国、それから県段階、単協段階  
において大体一五%ないし二〇%とい  
う金は開拓者個々の貸付金のうちから  
さつ引かれておるわけでございませ  
う。それから、家畜資金におきましては、  
県段階、単協段階において、これも約  
一〇%くらいはやはり引かれておるわ  
けでございます。こういうような比率  
のものが結局開拓者の組合運営の負担  
金というように引かれておるの  
でございます。

またかけてさつ引かれる、あるいは、  
開拓農協がどうしても運営に困ったと  
きには、一部この資金を流用してい  
き、こういうような面もございするの  
で、おそらく二百二十億の金のうち四  
十億ないし五十億というものは実際に  
開拓者が借りていないというのがあり  
ます。このことはこの資金  
の動態をはつきり把握されればわか  
りになることと思ひます。

こういう資金が、今回これを整理さ  
れることによっていわゆる延滞金がつ  
いて元加されていく、こういうことに  
相なりますので、そういう面から考え  
ましても非常に過重であるということ  
を私も非常に考慮するわけでございま  
して、実際に生産に役立った金であれば  
それだけ生産が伸びているのだけれど  
も、これだけの金が組合の運営費また  
はその他の面で浪費されておるとい  
うことが言えると思ひます。そういうよ  
うな関係から見しても、この際、こ  
れら資金の動態を、今回さつでなく  
ても、よく把握して下さつたならば、  
なるほど開拓者もかわいそうだとい  
うことがおわかりになると思ひます。こ  
とに、昭和二十年から二十六年までの  
間に一般会計から約百億近い金が繰り  
入れられておりますが、一般会計から  
繰り入れられた当時は、非常に離農者  
も多く、また終戦直後でございました  
ので、このことを申し上げても何でも  
ございせんが、当然、当時の世相か  
らして、開拓のみでないと思ひますけ  
れども、そういう面からして、この間  
の資金が的確に生産に結びつかなか  
つたという面が非常に多いと思ひます。  
ことに、当初六万四千円、次に昭和二十

六年から十七万七千円ということに  
なっておりますけれども、当初のものは  
三カ年の間にこの資金を少しずつ分  
割して貸し出されたというように関係  
上、ほとんどが生活費、食費になつて  
しまつておるといふこと、それから、  
昭和二十四年から二十五年までの物資  
の非常に不足な当時に借りまして、現  
物融資で借りた農機具等におきまして  
は、非常に品質が悪いために、一カ年  
くらいでもって結局そのものが使えな  
くなつておるといふような品物が非常  
に多かつたわけでございします。そう  
いう面のロス等を十分に考えて下さつ  
たならば、私も、今回の条件緩和にお  
いて、いま一段とこの条件緩和をして  
いただくことが、将来開拓者が支払い  
できるような実際の金額になるのでは  
ないか、こういうふうなことを考へる  
わけでございまして、これは組織として  
も十分に関心を寄せることであつて、  
お前どもが作つておる組合が使つたも  
のであるといふことをおっしゃられ  
ばそれまででございますけれども、実  
際において開拓者としては非常に苦  
しい立場に追い込まれておるわけでござ  
います。そういう点を十分に御勘案下  
さつて、今度の償還条件の緩和とい  
う面を考えていただきたい、かように考  
へるわけでございします。

その他、災害資金、いわゆる中金資  
金にしましても、公庫資金にしまし  
ても、結局開拓農協そのものの経済とい  
うものが非常に弱く関係上、金融機関  
から天災法の資金を借り入れするに際  
しても相当長い時日がかかる、ある年  
においては一カ年もかかつてやつと  
ひっぱり出しておる、こういう状態で  
ございしますので、その間、いろいろな  
資金でつなぎ資金を借りたり、短期の  
いろいろな資金を借りたりしまして、  
非常に高い金利を払つておる。だか  
ら、せっかく国が三分五厘とか五分五  
厘とか安い金利といふことで、表面は  
非常に開拓者自体は恵まれておるよう  
に御存じだと思ひますけれども、実際  
に、開拓者のときには、手数料を五%  
とられるとか、あるいはその貸し出さ  
れるまでの間高金利の金を借りてい  
ておるといふようなことから、実際開  
拓者の払つておる金利は小さいもので  
ない、かように考へるわけでございま  
す。そういう面も一つ十分お考えを願  
いたいと思ひます。

自創資金におきましては、これは最  
高の条件の金融でございしますけれど  
も、悲しいかな、北海道等におきまし  
ては、借金が多いために、この資金の  
二十万の額だけでは半端である、片づ  
かないといふような問題があるのでござ  
いします。まあ、この資金につきま  
しては、まだ償還期限にも入っており  
ませんし、この資金を出していただき  
ておることによって大きな恩恵を受け  
ておるのでございまして、こういう点  
では衷心から感謝している次第でござ  
います。

大体金融の面はそういうような状態  
でございしますので、十分お考えを願  
いたい、かように考へるわけでございま  
す。ただ、組合の運営費がない。現在で  
も、やはり、このままにしておきま  
すと、購買、販売によつて開拓農協の運  
営費をあげるということが非常に困難  
な状態にありますので、その点を一つ  
十分考へて下さらなければ、将来にお  
きましてやはり資金が完全に効率的  
に流れていかないという面が生ずるの  
ではないかといふような心配をするも  
のでございします。ただし、今すぐこの  
開拓農協をどうする、いろいろな問題  
になつて参りますと、いろいろな困難な  
問題がございまして、こういう面では、  
一つとくと三十五年度において十  
分御勘案の上、一時も早くこの問題の  
解決に当たつていただきたい、かよう  
に考へるわけでございします。

○吉川委員長 次に、菅野参考人。  
○菅野参考人 私は岩手県の事情を中  
心に申し上げてみたいと思ひるのでござ  
います。

九千五百戸ほどの新入植者がござ  
います。そのうちの九〇%、ほとんど  
が不振の状態でございます。いろいろ  
問題があるのでございしますけれども、  
これを大ざっぱに考へてみますと、そ  
の第一番目は、やはり生産基盤の未整  
備が大きな問題でございします。第二番  
目には、投融資、資本の投下が非常に  
少ないのでございまして、高冷地畑作  
の普及を確立するには基礎が固まつて  
おらないのでございします。それから、  
三番目には、不合理な負債を背負つて  
おりますので、今日延滞金がかさんで  
参つております。従ひまして、必要な  
資金の金融がきつめて不円滑な状態に  
なつておるのでございします。その他、  
開拓農協の弱体といふような問題もこ  
ざいします。これらの生産基盤あるい  
は投融資の問題をもう少し詳しく申し  
上げてみたいと思ひます。

生産基盤の問題では、建設工事の面  
につきましてはまだ進み方が二九%で  
ございします。開拓道路をとつてみま  
すと、これは一番進んでおるのでござ  
いますけれども、四三%でござい  
ます。農道あるいは水路、飲用水

といったような附帯工事の面はわずかに三割という進み方でございます。道路補修は四割、振興法でまた第二期やっていたかどうかという開拓地改良工事は七割というような状態でございまして、この開拓地改良工事に寄せておりますところの関心は非常に強いのでございまして、今日三年を経過いたしました、まだ七割というような状態で、いつこれらが解決がつくのかという非常に待ち遠しい形でおるわけでありまして。なお、生産基盤ということとは直接的な関係はございせんけれども、電気の例をとってみても、九千五百戸のうち無点灯戸数が今日まだ六千二百戸残っております。以上のような状態でございまして。

二番目の振興資金の不足の面でございますが、これは、政府資金その他を入れたら総額で約二十二億ほどが投資をされてございまして、このうち政府資金は、今日の振興対策以前を見ますと、大体九億八千万、約十億足らずでございまして、一戸当たりでいいますと十萬四千円というような数字になっております。その後振興対策資金が導入されておりますけれども、そのほかの資金が政府資金を上回る金が入っております。これが次の不合理な負債という表現になるのでございまして、資金がわずかしからないというのに返せないという事態、これは矛盾するようでございまして、従いまして、不合理な負債というような表現をもつて申し上げたのでございまして。

なぜこのようなものができたか。このことにつきましては、災害が大きな原因でございまして、従いまして、この中で災害資金の占める率は大きいので

ございまして、そのほかの資金も災害によって実は苦しまされの自まかないをしてきた資金があるという事情がございまして。と申しますのは、二十八年に冷害を受けまして年々それから連続的にほとんど災害をこうむっておるわけでございます。二十八年の冷害の場合に、災害の対策に對しまして長期の低利な政府の資金で一つこの災害の対策を立てていただきたい、これは、一つは経営を維持していく資金と、もう一つ、こういう災害の打撃からのがれるために積極的な経営を転換する資金を供給していただきたいということをお願いを申し上げたのでございまして、天災法による経営資金を供給していただいたのとどまりまして、経営転換の方では手が回りかねたのでございまして。実は、二十九年に県にお願いをしまして酪農振興基金制度というのを作っていただきました、県が一千万、開拓者が一千万、団体が、いわゆる農協、市町村といったようなところから一千万という資金を集めて、これを三倍まで中金から融資をしていただく、それによって牛を入れて酪農に切りかえて災害の対策をやつていこう、こういうようなことを試みたのでございまして。また、その後乳業会社の保証によって資金を作り、牛を入れ、また公庫等にお願いをし

して施設の分をお借りするというような形で、災害に耐え得るような営農を何とかしてやろうということとでございまして、今日になりまして、どうしてそのような一実はこれらの金利がほとんど利子補給がなく、なまの資

金でございまして、大体一割から一割一分程度の資金でございまして。公庫の資金はもちろん公庫法の定めるところによるのでございましてけれども、岩手では多頭飼育を目標にしまして酪農をしていこうとしたのでございまして、北海道並みの施設を公庫の方にお願いしたのでございまして。従いまして、この場合に、畜舎で例を申し上げてみますと、五頭の畜舎を建てますのに二十坪をわれわれは要します。これは四十坪ほどかかるのでございまして、そのうち、私も借りました例を申し上げてみますと、六割が公庫の本資金でございまして、これが二十四万円。それから、あと二割が協同融資でございまして八万円、これは利子補給のないそのまゝの資金でございまして、しかも期間は三年でございまして、その残りの二割が八万円、これが自己負担ということになりますので、努力その他を提供するわけでありまして、けれども、この自己資金というように調達にもかなり苦労をいたしましたのでございまして。

以上のような形で酪農を進めて参りましたので、短期であり、高利でございまして、これらの資金が延滞となつて、今日その他の一切の金融を円滑にする原因になっておるようでございます。

以上のような状況でございまして、私も私といたしましては、何とかしてしましなくては、何となく生産基盤の整備の問題は第一に取り上げていただかなければならぬのでございまして、投融資の拡大の面につきましては、これは私どもの経験から問題なのでございまして

が、今日振興法でいろいろ資金が供給される道がございまして、振興法の計画樹立の場合にもいろいろ問題があったのでございまして、これはどこから出たことであるか明確でないものでございまして、振興法の計画を立てます場合に、現行制度によって計画を立てる、それから、計画の収支のつじつまが合かなければならない、あるいは災害資金は改善資金に乗りかえるのであるから、おおよそ五カ年間に返せるような借りかえの措置をするのだというふうないろいろなことがあつたのでございまして、これらのことについて、実は何回も私も会合をいたしました、樹立できるような計画にしたいということとやって参りましたが、その樹立の過程においていろいろな制約もあつたのでございまして。しかし、岩手では大体戸当たり二十万程度の資金を政府にお願いするという形で計画が樹立をされておりますが、これの方の今日の進み具合は大体一六六程度投資されてございまして。今日ここで投資されま

すこれらの資金は実は現物の融資が中心でございまして、ここで一つお考えを願わなければならないのは、経営転換に必要な、できれば現金部門の面もお考えが願えないだろうかという点を私どもは思つておるわけでありまして。と申しますのは、牧草を作ります場合にも反当四千円かかりますし、これはまき尽くしたから直ちに資金の回収ができるというふうなわけではないのでございまして、これらは保証法の保証による飼料の導入等では間に合わないものでございまして。どうしてもう少

し長い期間を必要といたします。また、牛の育成にいたしまして、十カ月のものを入れますと、その後八カ月、なお妊娠期間十カ月ということになりまして、一年半というものは飼育費だけがかかつて収入がないというふうな格好になります。あるいは施設をいたします場合の自己負担の分、こういうふうな金融の道が今日全くございせんので、ぜひ経営の転換に必要な現金の供給部門というものを何らかの形でお考え願わなければならぬ。

次に、こういうような苦しみをして参りましたそもその大きな問題は災害でございまして、この災害の今後問題につきましては、何としても私も声を大にしてお願いをしなければならぬのは、長期低利の、しかも政府資金で経営資金を供給していただきたい。これはなぜそういうことを申し上げるかといいますと、振興計画の樹立の途中におきまして、いわゆる昭和三十三年でございまして、五億一千万ほどの被害報告の集計を見た農業災害があつたわけでございますが、この場合、天災法によつて一億三千五百萬という政府の方から融資のワケをいただいたわけでございます。これの原資の供給は中金さんでございまして、お願いをしたのでございまして、総合償還の計画の樹立、あるいは今までの資金さえも延滞になっておるから、災害等を受けたのであるからこれの償還が確実に実行される見通しが立たないのではないかと、こういうこと、どうしても天災法によるところの資金の供給がなされなかつたのでございまして。実績は千四百萬ほどやつとお願ひしたのでございまして、それ

で、今日振興法でいろいろ資金が供給される道がございまして、振興法の計画樹立の場合にもいろいろ問題があったのでございまして、これはどこから出たことであるか明確でないものでございまして、振興法の計画を立てます場合に、現行制度によって計画を立てる、それから、計画の収支のつじつまが合かなければならない、あるいは災害資金は改善資金に乗りかえるのであるから、おおよそ五カ年間に返せるような借りかえの措置をするのだというふうないろいろなことがあつたのでございまして、これらのことについて、実は何回も私も会合をいたしました、樹立できるような計画にしたいということとやって参りましたが、その樹立の過程においていろいろな制約もあつたのでございまして。しかし、岩手では大体戸当たり二十万程度の資金を政府にお願いするという形で計画が樹立をされておりますが、これの方の今日の進み具合は大体一六六程度投資されてございまして。今日ここで投資されま

すこれらの資金は実は現物の融資が中心でございまして、ここで一つお考えを願わなければならないのは、経営転換に必要な、できれば現金部門の面もお考えが願えないだろうかという点を私どもは思つておるわけでありまして。と申しますのは、牧草を作ります場合にも反当四千円かかりますし、これはまき尽くしたから直ちに資金の回収ができるというふうなわけではないのでございまして、これらは保証法の保証による飼料の導入等では間に合わないものでございまして、どうしてもう少

の間には、肥料資金だけでも供給をしてもいいというような開拓者の方から折れ方をいたしまして、秋には収穫物を出しますという誓約書を入れるというふうなふうに積み上げたのでございませうけれども、その他の資金とからみ合ひ等から、どうしても天災法による融資を受けることができなかった。こういう莫大な被害を受けたが、そういう点で次期の経営に困難を来たすというふうな状況に相なりまして、私も非常に残念でございまして、何としましてはこれは政府資金で経営資金を長期低利で御融資いただくような措置をぜひともお願いしなければならぬ。これらの延滞の問題がいかに影響しておるかというふうなことを本年度の肥料資金で申し上げてみますと、昭和三十年までは大体三千六百八十戸で五千二百戸ほどの春肥が保証協会の保証によって導入されておりました。三十五年の春肥は、保証されまます戸数が千五百戸でございまして、資金で大体二千九百戸、前の半分というふうな形になっております。これは二億以上の資金を必要とするのであります。が、しかも農協、商人その他に依存する分野があるといつたとしても、制度的にはこういう後退をいたしておりますので、生産の伸び幅みというふうな問題も、金融の面からも非常に困難な状態にあるわけでございまして。

なお、もう一つ、この延滞の解消につきましては、政府資金の身がわりとしましては非常に不合理な資金をやむにやまれず入れましたので、これが延滞の非常に大きな額になっておるわけでございますが、こういうような資金につきましては、何とか政府資金と同

じような形で条件の緩和の措置が講ぜられるような方法がないだろうか。幸い個人負債の分につきましては自創資金という方法がございませうけれども、私どものような信連あるいは中金といったような資金で経営転換をはかりました分につきましては、実は今日持て余している状態でございます。

このようないで、非常に不振にあえいでおりまして、何か全く手がつかないではないかというふうにお考えになられるかも知れませんが、陸奥と岩手、あるいは日本のチベットと言われておりますが、岩手の畑作の地帯に、今日、延滞は持っておりますけれども、プロックの畜舎が立ち並び、サイロが建築されて、そして山野が姿容しつつあるわけであります。ヒエを常食にしておりましてこの畑作地帯で、私も、終戦後、手探りではありましたが、これでなければいけないというところで、いわゆる酪農に取り組み、近代化をはかっていこうというところで努力をいたしております。これらの私どもの希望のともしびが消されないうちに、私どもの今日の苦しみはげひこの三法案の改正等の中でお救いいただけるような形をお願いを申し上げます。い、かように考える次第でございまして。

○吉川委員長 次に、三好参考人にお願ひします。

○三好参考人 私、鳥取県の大山という山の中で開拓をやっておる者であります。実は、満州で七年ほど開拓をやつておられます。現地の開拓地の実情を申し上げます。

なお、先週から本日まで二回ほどこの委員会を傍聴いたしましたのであります

が、政府の今回出されている開拓三法案につきましては、私たちは非常な不平を持っております。具体的には実委員会委員の諸先生が個々につかれておるようでありまして、私たちの実情を非常によく御承知の語がたきさん出ておるのではありませんが、それで、この議案が私たちの希望にかなえられぬようなことがもしあれば、非常な不思議を感じるものであります。

私の現地のことは、実は、吉川委員長もおいでになり、ごらんになって御承知かと思ひますが、開拓者が開拓を十五年もやりまして、なかなか思うように現地は動いていないのであります。むろんそのためにこういう問題が起るものであります。今の開拓協同体といふのは、法的には経済団体でありますけれども、事実上は開拓団と言ふ方が開拓地の実情を示すものであります。開拓地の建設は決して農協法による経済行為だけではないのであります。特に私のように久しく開拓をやつておる者から見ますと、日本の開拓は非常に不思議なものであります。ただ山を開いて作物を植えて、そこで農家が牛を飼つたり鶏を飼つたりして生活するんだ、こういうふうな簡単に考えたような政治が行なわれておると私は思うのであります。開拓農協の実情と申しますと、いろいろ開拓の種類があるものであります。私のところは、九十二戸の計画で、今六十戸くらい。私の付近に約五百戸ほど開拓者がおるのであります。私の方の現地は、実は、既設農村にちよつと食いついたような開拓地でないものであります。約五千町歩という土地に全く新しい社会を作る仕事なんでありまして、そうしますと、

農協のようにただ金を借りていろいろな営農をやるのだというだけではないのであります。私のように開拓農協の世話をする者は、全くその難用係でありまして、たとえば町村も一つではありませぬ、数町村にまたがり、あるいは何郡にもわたる場合もあるのであります。それが、それが一つの開拓農協を組織しますと、非常に行政的な問題も起るわけなんです。学校を作るとか、道路を作るとか、電話を引くとか、郵便局を作るとか、全く村長と同じような仕事をしなければならぬ。また、道路工事をするのに、どうしても請負人がない、現場でやれというので、私たちが道路工事を請け負つて建設工事をやつたという事実もあります。また、どうしても電灯がつかぬものですから、自分で金を借りて発電所を作る。電気会社もやられなければならぬ。それから、さつき申し上げました郵便局も、自分で簡易郵便局を設けてやらなければならぬ。あるいは購買、販売はもとよりであります。実は、開拓団にはまだひどい社会問題がたくさんあります。法的な根拠があるものではありませんが、検事もやつたり裁判長もやつたりというふうな格好であります。そういうことで、非常な難用があり、しかも、その難用に毎日追われて、私自身はなかなか農業ができない。けれども、やはりそれは開拓者でなければならぬという矛盾もあるものであります。また、自作農措置法によりまして、開拓地には農業者以外に入れません。新しい社会建設には、農家だけでなく、学校の先生も医者も、職人も、いろいろな者が要するのでありますけれども、現在、自作農措置法によって開拓地に入

れる人は農家に限られるという矛盾もありません。なかなかたくさん問題があるのであります。

特に、最近開拓者の苦しんでおるのは資金面であります。御承知のように、一般の方々並びに政府の要路の方でも、たくさんに開拓者に金をつぎ込んで申さるのではありませんけれども、私たちの借りておる金は一戸当たり二十五万程度、主任級、係長の次の者の一カ年のサラリーくらいの金を借りて、十五年もこれでやってきたわけでありまして、そしてたくさんの子供を育ててきたのであります。建設工事にいたしましては、私のうちでは四十万近いものがありますが、全国的には三十四、五万と聞いております。政府の方では、建設工事にたくさんのお金を入れたいと思ひますが、しかし、これは私たちの一代の仕事ではありませぬ。現在の開拓者に直ちに経済効果云云というものを盛んに言はれますが、私はそういう性格のものではないと考へます。道路を作り、ため池を作るといふような仕事は、百年、二百年、あるいはもっと長い、千年、時には何万年にも及ぶ遠い仕事をやっておるわけでありまして、これは直ちに現在の開拓者のために金をかけたとは言ひ得ないのじゃないかという気がするのであります。また貸してある金につきましても、私たちは始終言つておる通り、日本の農業全体においても、先ほど諸先生がおっしゃいましたように、他の産業に比べて所得が非常に低いのであります。その上に、開拓者に一般的に金を貸しては、これはとうてい私たちがはば政府に向かつて、ど

と

うも開拓は短に考えてくれば困る、五年据置十年ない十五年でもなかなか金の払えるものじゃない、この資金は五十年も百年も一つ長期にしてもらわなければお返しできぬという主張をしてるのであります。振興法でそういう金が多少今度たなげになりましただけでも、現実にはなかなか簡単にはお払いできぬのじゃないか、どんなに振興法がありましてもなかなか払えぬというのが実情じゃないかと私は思います。

そのほか、資金については、銀行、中金及び公庫の金をお借りしておりますが、これは金融制度の金でありまして、非常に嚴重であります。期間を過ぎますと、当日から日歩四銭であります。大へんないお客さんになってしまつて、その金が払えないというのがたくさんの開拓地にあるのであります。私も実は小水力で五百万ほど見返り資金を公庫資金から借りておりますが、どうしても払えぬ。その上に今度は日歩四銭の利息がつくものですから、すぐ百万なり二百万なりの延滞になつてしまふ。それを払わなければ公庫や金融機関は条件緩和に応じないと言つてがらばるわけでありまして。そうすると、ますます借金はいふえ、金は払えない。しかもそれが原因でまた他の金も借りられない。返済しなければ、営農振興資金も借りられないければ、その他の資金も借りられないというのが実情であります。

資金関係についてはそういう実情であります。そのためにますます開拓者は資金面で困窮する。私の方も、実は、開拓者がどうしても金を払えぬで、貸さぬというなら借りずに、一つ

またお払いをちょっと待ってもらつてやろうじゃないかという意見もしばしば出るのではありませんが、これでは全くカワズやヘビの冬眠状態になりまして、少しも前進する形にはならないのであります。それで、またやむを得ずいろいろ才覚して借金のやりくりをする。実は、昭和二十九年まで私のうちは政府償還を完全にしておるのであります。その内容は、お払いできないものですか、農林省が、それじゃ金を払えば貸してやる、また払う金を貸してやるということで、政府資金をお借りしたものをまた政府に持つていつて払うという形で、身には一銭もついていないのであります。そういうものがだんだんしわ寄せになつてきて、現在どうにもならぬという状態になつておる次第であります。具体的にはたいてい問題があるのであります。そういうふうな資金面では大へん苦勞しておりますので、今回の法案改正については、一つ根本的に十分考へていただかなければ、開拓地としては伸びないのじゃないかという気がいたします。また、前の方が先ほど申されましたように、たくさんの問題をかかえてここにいろいろな法の改正が行なわれなつても、また事務的に非常に複雑に思ひます。そして、いろいろのりつぱな法律ができて、事務的に追いつかない。振興法がなかなかうまくまとまらなかつたように、また今度のいろいろな整理も事務的に運ばぬでおるのではありません。今度はできるだけ簡単に、しかも根本的に解決できるように、一つ関係の方にお骨折りを願ひ

たいと思ひます。今回の法律もいろいろ抜本的な改正だと申しておりますが、私たちにそれはあつたかも知れない、白髪三千丈の形容のごとく感ぜられまして、こういうものでは抜本的になるように思ひません。

まだ申し上げればたくさんあるのをごさいます。償還にからみまして資金の一本化の問題について、二申し上げたと思ひます。金利をさらに元金に戻して、さらに今度証書を書きかえて償還に入れるという政府の案であります。それは今の開拓者としては非常に困りますので、この点は、金利は何かの方法でお考え願つて、元金に繰り入れず、さらにその金利に金利を加えるような形でないものにしていただかなければ、その一本化は私たちの望む線ではないのであります。それから、その償還の延期も、実はこういう実情があるのであります。開拓者が開拓組合に償還金を持つてくるのであります。ところが、たくさんの開拓者がありまして、一般の商人みたくになかなか金が月末にさつと集まるというふうにはいきません。一月ごろからだらだらその開拓者が組合に持つてくるわけでありまして。組合はまたその一つ一つを銀行に振り込みに行つたり郵便局に振り込みに行くというやうなことは事実できません。一件々手間がかかりますので、まとめていきます。と、今度は、開拓者の方は何日に払う、組合はそれをまとめておつて政府へ払うということになりまして、それがしばしばずれまして金利を生んだのもたたくさんあるわけですね。そういうものを今度は一本化されても、払うときに問題になると思ひます。そういう実情も

あります。それから、さつき一、二の方が申されましたが、入植当時の、おそれる全国では何億かと思ひますが、開拓者がちつとも好んでいないやうな現物融資のたくさんの資材を送つてきて、今なお全国にはたくさん開拓者の倉庫には眠つておりますが、その資金も今度は一緒に何とか整理していただかなければ困る。開拓者はこれはよう払わぬと申しております。特に組合の共同施設などにたくさんのものが流れおるのであります。これも非常に困る、こういうことを言つております。

それから、もう一つ、私たちが考えるのは、この振興法改正と同時に、すでに国がやつて経験がありますように、東北の北上、北海道根釧原野をおやりになつてわかつております。すうに、相当な資金をつぎ込んで、開拓者はただ一生懸命やれば開拓はものになる見通しがつくんだということなれば非常にわかるのであります。今までの既入植者はそういう格好でありまして、今でこそこういう問題が起つておるのではありません。さらにたくさんの、とにかくやつていける資金を流さなければ開拓者は立つていかぬということ。ただちびちびと、困つたらちやつと借せ、子供に小づかいをやるやうな格好でやつたのでは、どうしても根本的な開拓はできないと思ひます。三法案改正と同時に、資金の面も今後議会なんかで相当金を出さなければ、政府の方で相当資金を出すことを考へていただかなければ開拓は立つていかぬ、こういうことであります。いづれにせよ、ここに三法案を上げてまして改正を願うのであります。議員の諸先生は非常によく御研究されて

おりますが、開拓者としてはぜひその線を通したいと思ひます。私たちの代表の皆さんがこれほど主張してくれて、この議案が私たちの希望に沿わぬということになれば、私たちは非常な不思議を感じるのであります。何とぞ十分な御検討を願つて、一つ開拓ものになるやうに思ひ切つた政策を行なつていただきたい、こういうことを切望いたす次第でございます。

○吉川委員長　なお、農村漁業金融公庫から中澤理事も御出席をいたしておられます。それから、農林中央金庫から畑次長を参考人にお願ひするということと連絡をとつておりましたが、担当理事とともに目下出張中でございます。出席を得られません。しかし、融資第二部担当の山本部長が見えておりますが、山本君は新任でございます。まだ事情がつかみつかないというところでございますので、今後の審議の状況を一見いただくといたしまして、御意見を承つたり質疑にお答えすることはいたしていただきます。なお、産経の論議委員の森参考人は、ただいま本日午後の農業共済の協議会委員で出席中でございますので、残念ながら御意見を聞くことができません。これにて参考人各位の意見の開陳は終わりました。これより参考人各位に対する質疑を行なうことといたします。石田有全君。

○石田(有全)委員　先ほど井上参考人から、政府融資二百二十億程度の中で、四十億ないし五十億程度は実際には農家の手には届いていないであらう、あまり正確な数字ではないが、ほぼその程度の推定であるというお話がござい



ました。この点実は私、前からちよつと不審を抱いておった点でございますが、きょうこの点を明らかにしたいので、大へん参考になったわけでありましたが、近藤参考人についてこの点をお伺いしたいと思います。

私も多年にわたって開拓問題の法案の審議並びにその政府の指導や運営や予算関係について審議をいたして参ったのでありますが、今日まで、ただいま井上参考人によって述べられたような点について、関係の皆さんから実は要望も陳情も承っておらなかったわけですが、私は実は政府当局にこの点を質疑をしたいと思っておったのでありますが、こういう点については、政治の上における特別のご意見から、ほかのたとえば土地改良団体などについても、やはり、その運営費の一部というものは、何らかの形で中央、地方に対してそれぞれ最近では予算措置が行なわれておるのであります。農業団体などについても再建整備法等によってそれぞれかなり政府が手厚い保護をいたしておるのであります。開拓農民のような非常にはなはだしい窮迫の状態に追いやられておるという農民に対する融資の一部で事務・人件費をまかなわなければならぬというようなことは、これは私どもも実は想像も及ばなかったところでありました。多少のことは何かあるのではないかとこのことを考えておって、政府にたのしいと思っておったやききでございますが、近藤参考人らが今日までわれわれのこういう問題の審議にあたってこの問題を積極的にお出しなされておらないということには、何か事情があったのではないかとこのことを

とを実は考えるのでありますが、何か言いにくいような、出しにくいような事情でもあったのか、あるいは、まあ何とかならうというようなことからであつたのか、それらの事情をさくばらんに、われわれの法案審議の参考にお聞かせ願いたいと思ひます。

○近藤参考人 言いにくい点でありますとか、あるいはことさらお隠ししたというふうなことは全然ございませんが、実態がわからなかったということでございます。ただ、私も従来気がついておりましたことは、政府資金の償還は実によかつたのでございます。最近になりましたからよく、三十七年度は六八％とか、三十一年度は五七％とか、三十二年度は三七％とか、三十三年度は二一％というふうな下がつて参りましたが、その前はこれはきつてよかつたのでございます。なぜよかつたかと申しますと、次へこれだけ融資があるんだから前の融資も返しなさいというふうなことで、たらい回しをしたという内情がございまして、実力償還ではなかつたということ、ほんとうに生産的に使えなかつた面があるということは十分承知しておつたのでございます。それと、一部政府の融資の中で現物融資がございまして、昔々久保先生からも先日ございましたが、当時使用にたえないような農機具が入つたこともございました。取りかえのきいた部分は当時取りかえしてもらつて免れた点もあるのでございますが、時期がおくられて取りかえられなくてそのまま借銭として残つておるというふうなものもございまして、それから、組合の事務費といつたしましては、これは、今三好参考人から申

し上げましたように、満州開拓なんかの場合には開拓団として指導員の給与もあつたということでありまして、内地の場合には全部組合費の負担でありまして、開拓者が大体年間少なくとも三千万、四千万の組合費を負担して開拓協を維持しておりますが、それだけではまかなえないいろいろな実務がございまして、組合の経費がまかなえない、現在組合として赤字を持っておるというふうな現状は、各組合、大きな組合であればあるほど、ことに建設工事あたりを組合で引き受けてやつたところは、大抵ともかくそういうふうな赤字を出しておるのが現状でございます。

なお、数字的な根拠その他につきましては、井上参考人から内容をちよつと話していただきたいと思います。

○井上参考人 私ども、先ほど申し上げまして、問題にならうとは思つておつたわけでございますが、具体的に申し上げますと、開拓農協というものを組織しましたときに、一般農協法で組織されたわけでございます。しかしながら、一般農協でございまして、いわゆる信用事業、それから購買、販売事業を行なつてその運営費を出しているのをごさいますけれども、開拓農協の場合には、全く、当初におきましては、購買・販売事業はむしろございまして、また信用事業をやるだけの力もございませぬし、結局、三好参考人から言われたような、いろいろな政府の出先機関としての政府委託の仕事、あるいは町村の仕事、開拓者個々のいろいろな問題を処理していかなければならぬ、こういうことで、組合はその運営費の捻出に非常に苦しんだわけでございます。そういうような面から、

総会にこれをかけて、開拓農協の財源といたしましては、大体これらも調べられればはつきりすることでございますが、政府の融資金からは幾らもう、純資金からは幾らもう、あるいは農機具資金からは五％をもう、あるいは家畜の購入資金からは三％ないし五％をもうとか、あるいは建設工事等においては一〇％をもうとか、また、土壌改良事業等におきましても、その末端の指導その他をやつていくための実費をもう、こういうふうな開拓協を運営しておるわけでございます。そういうのがだんだん少なくなつて参りまして、建設事業等が進むに従つて非常に少なくなつて、建設事業等から受けるそういう負担金というふうなものもなくなつてくるというふうなことで、開拓農協の運営が非常に苦しくなつてきた。やはり手数料だけで足らない。もう償還金の一部を流用するとか、あるいは低貸するべき資金を無償貸するというふうなことで開拓農協を運営しなければならぬというふうな羽目にまで陥つておる開拓農協もあるわけでございます。そういうのは実際に調べればよくわかることであつて、現在の開拓農協というものは、県開拓あるいは全開連等には、そういう面の政府委託事業の手数料以外には一銭の補助金もないわけでございます。そういう関係から、組織を運営していくためにこれはやむなくそういう方面に財源を求めた、こういうことに相なつておるのであります。それで、金額につきましては、農機具等は、三段階における手数料が、これはその組合の総会の議決によつて違ひ

すから全国平均とは申されませんが、でも、少なくとも五％から一〇％くらいまでは運営の苦しい組合はとつておる、また、県開連におきましても県開連運営のためにやはり三％とかあるいは四％をもらつておる、全開連も同様であるというふうなことで、そういうのを三段階加えていきますと二〇％くらいにはなるのではないかと、こういう推定からいきますと、二百二十億の金が出ておつても、大体四十億くらいの金というものは実際開拓者に貸し付けする金の中から開拓者の承諾の上でもつて吸い上げておる形だということをおし上げたわけでございます。開拓者の承諾の上でもつて吸い上げておるから、開拓者は借りておるということをおし上げたわけでございます。それは問題ではないんだけれども、実際に生産にはつぎ込まれてはいないので、開拓者が今延滞金利を全部元加されてしまつて、そして払つていくということには非常に困難な問題があるということをおし上げたわけでございます。

○石田(有)委員 井上参考人に伺ひますが、そういったしますと、やはり、実際は使つていないけれども、借用証書にもちゃんと署名をしてある、従つて、先ほど近藤参考人の言われたように、つい最近までは相当償還の成績も良好であつたということでありまして、結局は、自分は事実上使つておらないけれども、その借入金に対する償還は個々の農家が責任を負つて償還しておつた、こういうことに理解してよろしいのでありますか。

○井上参考人 そういうことでよろしいのでございます。また、償還金につきましては、償還を完全にしないと次



の資金の貸し出しということがなかなか困難で、現在貸し出しをされておる資金だけでは営農の貫徹がでない、そういう苦しみの関係上、全部を支払ってやった、こういうことでござい

ます。

○石田(有)委員 次は、近藤参考人に伺います。開拓は一般的には非常に不振な状態でありまして、しかし、中にはかなり成績をおさめておるところもある。たとえば茨城県の新生農協のよう

な、あるいは新利根農協のような、これはちょっと変わったケースの運営はいたしておられますけれども、やはり優秀なものもあるわけでありまして、これは、要するに、現地を見ますと、特異な指導というか、優秀な指導者を

得たところはかなりな成績をあげておるといふことは皆さん御承知の通りでございまして、この開拓についての営農指導と申しますか、開拓地でありながら一般の既農家と同じような方向をたどるといふようなことになれば、これはとうてい立っていきなはずなのであります。やもやもして、やはり既農家のようにならねばならないというふうな傾向のところが多かったんじやないかと思ふ。この営農指導については、実は政府の措置も私は大きな責任があつたと思ふのであります。や、は、開拓者自身にもそこに相当研究的な態度あるいはまたそれに対する方針を定めるにあつたの検討があるかな

い、開拓連盟の方の経理を調査して下さればよくわかるのでございまして、開拓者は、非常に開拓政策が貧困であるから、政治的に解決しなければならぬ問題がたぐさある関係上、どうしても自分らの代表を出したいというところで一致いたしましたので、選挙費用その他は各個人から特別負担金としてカンパをやっておりますので、一般の政府資金、そういうものとは一切関連はしないというところだけははっきりり申し上げます。

○井上参考人 そういう問題に関しては開拓連盟の方の経理を調査して下さればよくわかるのでございまして、開拓者は、非常に開拓政策が貧困であるから、政治的に解決しなければならぬ問題がたぐさある関係上、どうしても自分らの代表を出したいというところで一致いたしましたので、選挙費用その他は各個人から特別負担金としてカンパをやっておりますので、一般の政府資金、そういうものとは一切関連はしないというところだけははっきりり申し上げます。

をやれとかトウガラシがいいとか、いろいろなことを言われまして、肥料でもだまされまして、それから、作物でも、だれもこの経営はこういふふうな形でやつたらいいじゃないかというふうなことを的確に教えて下さる人はなかつたのでございまして。それで、営農指導員の方もほとんど畑作経営に対する経験はお持ちにならなかつたといふことで、私も当初は営農指導員に

もかなり不信を抱いておりました。私たちが何とかしたいと思ひましたことは、開拓者の中にも、比較的早く進んで成績のいいものと、やはり悪いものとありまして、一つ、われわれの内務部で、既農村のように改良普及員は普及員、篤農家は篤農家、とにかく、役所は役所、民間は民間というふうなばらばらにやらないで、私たちは一つ官民一体になつて、指導員にも入つてもらつて、それから篤農家もみんな自分の技術は全部開放するといふような形で、もう一連託生で一つやってみようといふことで営農促進運動というものを

を行なひまして、民主的に篤農家が中心になり、組合の中に営農部会を設け、やつて参つて、若干計画生産をして、そして畑作営農の技術を交換し合ふといふような点では若干得るところがあつたと存じますけれども、まだまだその点は不十分でありまして、私は、最近、農地局長さんにも、一つこれは牧民官だから、一般の農林省のお役所の方は物を扱っておられるけれども、開拓だけは人を扱つておられるところであるから、営農促進運動の先頭に立つて、そういうような不熱心な県を指導していただいたり、あるいは指導員の師表になるようにして、わらじをは

て現地行脚していただけないだろうかといふことをお願いしておるような状況でございまして。

○三好参考人 たいだいのことに関連しまして、石田先生のおっしゃつたように、開拓者の要するに営農のやり方がどうかといふこともこれは大いにあるのであります。これは開拓者自身がおっしゃつたように、関東の出島地区、あの辺のように成功しておるといふ一つの原因は、指導とともに資金——戸当たりこれは百万以上流れておると思ひますが、特殊な事情と同じ時に、資金をうんと流しておる。これは、私たちの現状では、資金が少ない上に——そのほか理由はたくさんあるのですが、資金が少ない上に、政府の方では、昭和二十九年ぐらゐまでは食糧増産という面で、私たちのように非常に穀物生産に不利なところにして、西日本といふことで穀物を作ら

るとか、トウモロコシを作れといふような指導をやるわけですね。それに従わなければ県も指導しないし、営農指導員もそういう指導をもちつてやつたわけですから、政府は、家畜を入れないと言つて、乳牛一頭も入れなかつたのです。そのために、政府の指導によつてまじめに開拓農業をやつた者は、災害のために、年によりまして四万ぐらゐの肥料代と労力をつぎ込んで、そういう一生懸命に百姓をやつた者は、そういう債務が今残つておる。そのとききつて出かせぎばかりやつた者は、うまくいって、実際は借金が少ない。なぜなら、金を借りなかつたからです。そういう実例も私の地方にはたくさんあ

るのです。

○石田(有)委員 次は、近藤参考人に伺います。今度政府は、開引き政策をやる、こういうことを言つておられるわけですね。この開引き政策では他に転職をするような者に対して十五万ないし二十万の涙金といふものを出すと

いふことであります。そういうようなことで、教を少なくして、要するに耕地を拡大するといふことになると思ふのであります。今の三好参考人の御意見のように、やはり、資金が伴わないと、ただ反別がふえただけではあまり潤うところがないといふことはわれわれ常識的に考えられるわけであり

ますが、こういう開引き政策というものが實際はどの程度に開拓農家の経営を振興させることができるか、私はいささか疑問に思ふのであります。ことに、問題なのは、離農する人たちの債務をどう処理するかといふところに大きな問題があるかと思ふのです。この資金によりましては、一部の災害の資金や営農改善資金等で県や市町村が損失補償をやつておるようなところは、県と市町村が二分の一の損失補償をやり、同が二分の一の損失補償をやる

といふことであればこれは処理されるやうなことになると思ふのでありますけれども、やはり、大部分の資金といふものはそういうわけには参らないと思ふのであります。それらの問題をもつと積極的に処理をされなければ、先ほどからお話のありましたように、実際に使つていないものまでその負担をしなければならぬといふやうな状況になつておる。従つて、組合員全体が共同責任を負わなければならぬやうな債務の中にあると思ふのです。そ

るのです。

○石田(有)委員 次は、近藤参考人に伺います。今度政府は、開引き政策をやる、こういうことを言つておられるわけですね。この開引き政策では他に転職をするような者に対して十五万ないし二十万の涙金といふものを出すと

いふことであります。そういうようなことで、教を少なくして、要するに耕地を拡大するといふことになると思ふのであります。今の三好参考人の御意見のように、やはり、資金が伴わないと、ただ反別がふえただけではあまり潤うところがないといふことはわれわれ常識的に考えられるわけであり

ますが、こういう開引き政策というものが實際はどの程度に開拓農家の経営を振興させることができるか、私はいささか疑問に思ふのであります。ことに、問題なのは、離農する人たちの債務をどう処理するかといふところに大きな問題があるかと思ふのです。この資金によりましては、一部の災害の資金や営農改善資金等で県や市町村が損失補償をやつておるようなところは、県と市町村が二分の一の損失補償をやり、同が二分の一の損失補償をやる

といふことであればこれは処理されるやうなことになると思ふのでありますけれども、やはり、大部分の資金といふものはそういうわけには参らないと思ふのであります。それらの問題をもつと積極的に処理をされなければ、先ほどからお話のありましたように、実際に使つていないものまでその負担をしなければならぬといふやうな状況になつておる。従つて、組合員全体が共同責任を負わなければならぬやうな債務の中にあると思ふのです。そ

るのです。

○石田(有)委員 次は、近藤参考人に伺います。今度政府は、開引き政策をやる、こういうことを言つておられるわけですね。この開引き政策では他に転職をするような者に対して十五万ないし二十万の涙金といふものを出すと

いふことであります。そういうようなことで、教を少なくして、要するに耕地を拡大するといふことになると思ふのであります。今の三好参考人の御意見のように、やはり、資金が伴わないと、ただ反別がふえただけではあまり潤うところがないといふことはわれわれ常識的に考えられるわけであり

ますが、こういう開引き政策というものが實際はどの程度に開拓農家の経営を振興させることができるか、私はいささか疑問に思ふのであります。ことに、問題なのは、離農する人たちの債務をどう処理するかといふところに大きな問題があるかと思ふのです。この資金によりましては、一部の災害の資金や営農改善資金等で県や市町村が損失補償をやつておるようなところは、県と市町村が二分の一の損失補償をやり、同が二分の一の損失補償をやる

といふことであればこれは処理されるやうなことになると思ふのでありますけれども、やはり、大部分の資金といふものはそういうわけには参らないと思ふのであります。それらの問題をもつと積極的に処理をされなければ、先ほどからお話のありましたように、実際に使つていないものまでその負担をしなければならぬといふやうな状況になつておる。従つて、組合員全体が共同責任を負わなければならぬやうな債務の中にあると思ふのです。そ

るのです。

○石田(有)委員 次は、近藤参考人に伺います。今度政府は、開引き政策をやる、こういうことを言つておられるわけですね。この開引き政策では他に転職をするような者に対して十五万ないし二十万の涙金といふものを出すと

いふことであります。そういうようなことで、教を少なくして、要するに耕地を拡大するといふことになると思ふのであります。今の三好参考人の御意見のように、やはり、資金が伴わないと、ただ反別がふえただけではあまり潤うところがないといふことはわれわれ常識的に考えられるわけであり

ますが、こういう開引き政策というものが實際はどの程度に開拓農家の経営を振興させることができるか、私はいささか疑問に思ふのであります。ことに、問題なのは、離農する人たちの債務をどう処理するかといふところに大きな問題があるかと思ふのです。この資金によりましては、一部の災害の資金や営農改善資金等で県や市町村が損失補償をやつておるようなところは、県と市町村が二分の一の損失補償をやり、同が二分の一の損失補償をやる

といふことであればこれは処理されるやうなことになると思ふのでありますけれども、やはり、大部分の資金といふものはそういうわけには参らないと思ふのであります。それらの問題をもつと積極的に処理をされなければ、先ほどからお話のありましたように、実際に使つていないものまでその負担をしなければならぬといふやうな状況になつておる。従つて、組合員全体が共同責任を負わなければならぬやうな債務の中にあると思ふのです。そ

るのです。

○石田(有)委員 次は、近藤参考人に伺います。今度政府は、開引き政策をやる、こういうことを言つておられるわけですね。この開引き政策では他に転職をするような者に対して十五万ないし二十万の涙金といふものを出すと

うしますと、私は、十五万や二十万の涙金をくれて、ただ離農をさせて間引きをした、それでどれだけ振興できるかというところに大きな疑問を持たざるを得ないのでありますが、そういう問題について、どうしたならばほんとうに開拓地の振興ができるかという点についても、さつくばらんに伺いたいと思います。

○近藤参考人 ほんとうを申し上げますと、私も、前に融資金の減免措置が講ぜられておりましたら、非常にたくさんチャンスがあったと思っております。ところが、前には組合員全員の連帯責任でございまして、脱着者があっても、債務承継で、だれかを入れたければならなかった。耕地としては過剰入植だということはおわかっておりまして、それを引き受けるということとは償還に追われましてできないために、みすみすだれかを見つけてきて、債務承継入植者というふうな形で入植させていった。今になりますといささか時期がおそいと思っておりますけれども、今からでもおそくはないので、その人の跡始末のつく範囲内で政府資金の減免措置というものをやって、そしてどういうふうにあとを適正化できるかというところでやっていくべきではないだろうか。すでに、ちよいとよい、海外へ参りたいとか、新規入植をしたいというふうな人が出ておりまして、一般の農家の方よりは開拓者の方が構想論でありますとかあるいは適正化というふうな方向ではやはりやすいかと思っておりますけれども、今の内地十五万円でございまして、こういうことで一切ともかく債務は整理していけと言われましても、組合としては

なかなか引き受けかねるし、出る人に對してもやはり幾らか金を持たしめて出さなければならぬものでございすから、あとへ財産の残つておつて引き受け得るものはあとの者が引き受けるにいたしますけれども、ほんとうにその人の方の生活費として消えてしまつておる、あとへ何も残っていないというふうなものについては、債務の減免をしていただいて、そして組合の適正化というものをはかつて参りたい。私は、今度の履行延期につきましては、これはむしろ振興計画の再検討というふうな形で取り上げていただいて、海外移民と結びつけて一つ考え直していただけないだろうかというふうに考えております。

○石田(青)委員 近藤さんにもう一つ伺いますが、今までいふ離農者が多いのでありますが、中には行方不明者などもあつて、行方不明者の債務が一億五千三百万円もあるということ、これは当局から発表されておるわけでありまして、離農者の債務の承継者のない場合は、繰り上げ償還を命ずる、一時償還ができない場合には和解の手続によつて処理しておる、こういうこととですね。実際問題としても相当出ておると思うのでありますが、その和解というものの結論はどういうふうに行なわれておるのですか、一つおわかりでしたら……。

○近藤参考人 大抵の場合には年賦で償還をさせる、中には減免をいたしまして元金だけ、あるいは年々五百円なら五百円ずつとかいうふうな調子に、これなら実行できるといふようなことでやつておりますが、事実行方不明になつてどうにも仕方がないのは、

それつきりになつておるうちに承知をいたしております。

○石田(青)委員 もう一点近藤さんに伺いますが、今度条件緩和をいたしますと、組合として借り入れをしておつたものを個人名義に変える、そうすると、組合の全体の責任でなくなつて、責任が個人になるから、組合として非常に楽になるように当局は説明しておる。ところが、それはそれつきりならばいいけれども、結局組合が保証するということになる。これも局長に実は伺いたいと思つておつたのであります。これは、民法上の保証の責任というものは、これはその保証責任として債務者の責任と同一の責任を追及されることになるのではないかと申すのです。そのういたしますと、組合名義が個人名義になつても、その個人が今お話しに出たように行方不明になつたりあるいは離農したり、とうてい償還能力がない、そういうものはやはり組合がその責任を負わなければならないということになれば、個人名義に書きかえたから云々ということとは条件緩和ということには適当でないのではないかと、ただ気が持の上でちよつと軽くなつたような気持がするだけであつて、結局の責任はやはり追及されるのではないかと申すのであります。近藤さんいかがですか。

○近藤参考人 私もその点は疑問に思つておりました、従来は組合員全員が連帯保証でだれからとつてもかまわない、最近はその年に借り入れする同士の相保証ということになつておりましたのが、今度は、連帯保証人は組合員の中の一名ということになりまして、あとは組合は保証をするというふうなことで、その保証というものはどこまでにかく追及されるのであらうか。相なるべくならば、ほんとうに個人責任に落としてやろうということであれば、実質的にも形式的にも個人責任に落としただけではないであらうか。従来が法人貸しであつたから、ある程度国の利益を害するから形式的に組合の責任を残すのだ、実質的には追及しないのだということであらうかと思ふのでありますけれども、あとで多少やばり問題が残るような気がいたしますので、はつきりしていただきたい。ただ、こゝで私もちよつと気になりますことは、私も、高冷地開拓というふうな農業はある程度共同してやらなければ将来大きく結実しないというふうな考えをしておりますので、将来の農業施策というものは、やはり一つの農業集団というものを対象として、共同育雛にしましても、共同畜舎にしても、共同農機具にしても、そういうふうなもの育成をしていただきたい。それには生産農民として共同の連帯責任を帯びて参りたいというふうな考え方がございまして、今回政府に個人責任に落としていただきたいということと、その考え方が矛盾するのではないかと申すのでございしますが、従来は私どもが背負ひ切れないような連帯の債務というものを持っておりますので、これをかぶつていたのではとうてい自立できないというふうなひしひしと危険を感じましたので、何しろ二十三万戸の中の八万戸が脱落しておるのではありませんから、それは一たん個人責任に落としていただきたい。しかしながら、これからほんとうに生産資材を導

入するといふような場合には、協同組合あるいは一つの部落集団というふうなものを単位として、協同的に育成していただくような御方針が願わしいというふうな考えをしております。

○石田(青)委員 時間がないのでありますから簡単に菅野参考人に伺いますが、さつと菅野参考人からは、不合理な負債がかさんでいるということが強調されて、その中には災害関係の負債といふものが非常に多いということも言われましたが、そのほかにもまだそういうものがあるかどうか、あつたら一つお示しを願ひたい。

それから、次に家畜の導入の件であります。寒冷地農業に対する家畜導入が数年前から行なわれておりました、これはかなり集団的に北海道を初め、東北地方などは導入されておるやうであります。若手県内における寒冷地帯の農家に対する家畜導入の状況はどういうふうになつておりますか。

○菅野参考人 不合理な融資の問題でございまして、これは、前に御説明申し上げましたように、公庫の協同資金でございまして、公庫の協同資金は四億五千万ほど借りております。それから、いわゆる経営を転換しようといひまして信連ないしは中金等から借りました家畜の導入の資金は約一億程度でございまして、それから、公庫の資金は二億八千万ほど借りております。なお、先ほど御説明申し上げました自己負担の問題ないしは系統から保証等で入らなかつた肥料資金等のし寄せが、明確な数字でございませぬが、地元農協等にし寄せをされまして三億五、六千万になつておるといふような推定をいたしておるわけでございます。

入するといふような場合には、協同組合あるいは一つの部落集団というふうなものを単位として、協同的に育成していただくような御方針が願わしいというふうな考えをしております。

○石田(青)委員 時間がないのでありますから簡単に菅野参考人に伺いますが、さつと菅野参考人からは、不合理な負債がかさんでいるということが強調されて、その中には災害関係の負債といふものが非常に多いということも言われましたが、そのほかにもまだそういうものがあるかどうか、あつたら一つお示しを願ひたい。

それから、次に家畜の導入の件であります。寒冷地農業に対する家畜導入が数年前から行なわれておりました、これはかなり集団的に北海道を初め、東北地方などは導入されておるやうであります。若手県内における寒冷地帯の農家に対する家畜導入の状況はどういうふうになつておりますか。

○菅野参考人 不合理な融資の問題でございまして、これは、前に御説明申し上げましたように、公庫の協同資金でございまして、公庫の協同資金は四億五千万ほど借りております。それから、いわゆる経営を転換しようといひまして信連ないしは中金等から借りました家畜の導入の資金は約一億程度でございまして、それから、公庫の資金は二億八千万ほど借りております。なお、先ほど御説明申し上げました自己負担の問題ないしは系統から保証等で入らなかつた肥料資金等のし寄せが、明確な数字でございませぬが、地元農協等にし寄せをされまして三億五、六千万になつておるといふような推定をいたしておるわけでございます。

している、労力をかなりはぶいて高度の生産に伸ばしていきたいというふうなところからは、どうしても共同しなければいけない面が多々出て参っております。たとえて申しますと、耕地を耕すにいたしましても、俗に一寸一斗というふうなことを申しまして、深く耕せばたくさんとれる。ところが、小型耕耘機ではどうにもならない。やはり畑の場合にはある程度大きな耕耘機で深く耕していかねければ地方が維持できないというふうな条件がございますし、あるいは畜産管理にいたしま

しても、めいめいが完全な多頭飼育になつてしまふ方がいいのでございす。が、それまではやはりある程度の共通の管理というふうなものが、必要になるのでございす。共同しなければならぬというふうな必要性がたゞございすから、できるだけの範囲内で、一つの生産の共同化というものを進めていかざるを得ないような状況に置かれておりますので、単に農地を共同で使うとかあるいは税金をのりるとかいうことでなく、どうすればともかく限られた労力で生産を高めることができるかというふうな方向で、一つ法制的にも、あるいは指導、金融的にも、あるいは政府の施策の上にもそれに伴つたような農業法人の育成対策というものを講じていただけないだろうかということを考えております。

○角屋委員 既入植者の開拓地における階層分化の問題ですけれども御承知のように、従来の農業の姿が、専業の比率がだんだんと後退してある。今日では第一種兼業ないし第二種兼業が大きく比率が増大してきておる。少なくとも兼業農家が六割から六割五分まで増大してきておるの各農村における状況でございますが、開拓地の場合、戦後十数年の間に階層分化というふうなものがどう深化してきておるか、これはそういうデータが十分あるかどうかかわかりませんが、この辺の推移について少しお伺いしたいと思います。

○近藤参考人 今のところでは、粗収入の分布の状態から見ますと、そうです。まだ富農というものは出ておらず、ぬのでございす。開拓地は面積が大體平等になつております関係もございす。

まして、まだ統計では、粗収入七十万以上というものは一割ぐらい、粗収入三十万以上というものでまだ二〇%足らずというところで、一般から見ますとそれほど差がないのでございす。が、やはり、十五年のあかが積もりまして、組合内に階層分化が生じております。

〔労働委員長代理退席、委員長着席〕  
これはどうして起こつて参つたかと思ひますと、やはり、当時は、何と申しますと、消費性の低い家族労働が豊富であつた世帯が早く進んだ。何しろ、随一本、すね一本で開墾したものでありますから、労力をたくさんかかえておつた家族は比較的早く経営が進んだ。それで、たとえば五戸に一頭の家畜を入れたとしても、そういう人がその家畜を預かつて、比較的堆肥もたくさんとれて、収量もふえてきた。それから、いま一つは、ともかく資金を持って入つたという人は、早く酪農に取つてしまつたり、あるいは経営の改善に取つてきた。この二つの条件のあつた人が早く進みまして、今まで普通に政府の対策だけでやつて参つた人でありましたら、やはり今では粗収入三十万以下です。やつと半一頭ぐらいは自分のものにするという段階にか来ていなければならぬというふうな思いいます。

○角屋委員 過去の開拓地の状況を見て、入植者のいわけ素質といひます。これは近藤さんその他の関係の方、実際に全国的な視野から見て、満州からの引揚者、あるいは内地から入つた者、あるいは開拓地に県外から入植した者、県内で入植する者、あるいは地元から入植する者、他村から入植する者、いろいろそういう点を総括してみて、入植者の資格条件として、過去の開拓地の成績から判断をして、どういうのが望ましいというふうな一般論的に言ひ得るか、少しお伺いしたいと思います。

○近藤参考人 一般的になかなか、ともかく私も視野が狭いものでございすから、はつきりしたことは申し上げにくいと思ひますが、今までの内地の開拓では、一般には、畑作になつておつた、それから、集団生活の経験があつた、それから、ほんとうに背水の陣をしておつたという関係であつて、満州開拓の引揚者が比較的成績をあげておると申しますが、意気込みの問題がかなり大きなウエートでなかつたかと思ひます。それから、比較的に地主の農家の二、三男の方がかなり個人主義で、組合としては閉結するのには悪いというふうな感じもするものであります。個人の農業技術というのとからいいますと、必ずしも既存農家の方が劣つておるといふことはございせん。で、これは、ある程度やはり、その時分既存農家としては一般にやみで物が売れた、だからそんなに苦勞しないでも親元で食える、援助も得られるというふうな安心感が多少あつたものではなかつたか。決してその人の素質とていへばいいに断定できないような感じを持っております。

○角屋委員 法案の内容については、もう開拓の皆さん方から要望等も出ておられます。すつと審議が続けられておるわけですが、開拓農協の強化という一つの問題が強く要望のテーマとして出ております。この点で、先ほど井上

さんの陳述の中にあつた思ひのでありますけれども、現実には政府資金の何%かのものが開拓団に利用せられておる、運営のために利用せられておる、こういうことから、個人の自主的な生産に役立つ資金というものが何%かという場合には、おそらく七、八割であらう、こういうふうなことが話の中に出ておつたわけでは、開拓農協の強化という問題については、過般私質問の中で申し上げたわけですが、当面の開拓農協の強化として特に要請されておるのは何であるか。同時に、私は、既設農村あるいは開拓地、これは地域によつて違ふと思ひますけれども、行く行くはやはりその地域の総合農協の中に統合されて、全体の農村の伸展という視野に立つて将来は進むべきであらう、こういうふうな思ひわけです。そういう前提に立つ場合に、一体今後の開拓団の幹部の方々が総合農協の伸展というものについてどういう考え方を持っておられるか。この辺のところを一つお伺いしたい。

○井上参考人 開拓農協の現況につきまして、先ほどちよつと財源について申し上げたような状態でございますけれども、何分、開拓農協は、戦後の混乱時に、政府資金の取り扱い、また海外から帰つてきた人間の一つのたまりとして作つたというふうな関係もございす。分布の状態からいひますと、数が少ないのが多い。そういうことから、事務もやはり完全に形態が整つていない。組合長一人で自分の家が事務所になつておるというふうな組合も非常に多い。北海道等に至つて初めて百戸以上の開拓者が集まつて多いところは六百戸ぐらゐまでのところ

がありまして、半分ぐらゐが大体そういうふうな形態をなしておるというふうな状態ですけれども、大かたの開拓がそういうふうな状態である。そういうことから、今私どもが当面に考える問題は、もちろん、角屋先生のおっしゃる通り、これはいつまでも開拓農協ではございせんので、もちろん、村作りというふうな関係から、やはり地方自治体の中に溶け込んでいって一本になるのが当然でございすけれども、十三年間経営をしてきましたその赤というものが非常にいろいろな問題となつてたまつておるわけではございす。そういう問題をいつときも早く大胆率直に一つ解決していただいて、その上立つて、既存の農協でも、そういうふうにはつきりしているなら一つ引き受けましよう、こう言われるような体制に早く開拓農協を持っていかなければ、現在のような状態ではやつておつたならば、ますます赤が積もる一方じゃないか、こういうふうに考えるわけではございす。そういう面から、農林省におかれまして、本年度は財務整理というふうなことで開拓農協の財政を洗いざらい洗つてみよう、こういうことで、資金の借りかえと一緒に二カ年間でやろう、こういうことになりましたことは、私もとしまして一歩前進したことであると思ひます。非常に喜んでおるでございすけれども、これに要する予算というものが一銭もついていない。開拓農協を洗つた際には、必ず相当莫大な金額の負債というものが固定化債権というふうなものが出てくるわけではございす。そういう場合に、どういふふうなそれを処理していくかというふうな面

それから、法改正で二条を改正していただいて、あと一年も延ばしていただきましたら、これは、谷間の人であるとかあるいは罹災者であるとか、実質的に要振興というのは限られた数でございまして、指導も十分できると思えますので、期限としては十分だと存じます。

なお、旧振興法で工合が悪かったところは、災害資金を十年に借りかえていただいたのでございますが、利子補給が五年というふうに限定されておりました、あとの五年は、中金さんに対しては、政府から利子補給がなかった場合は私どもが支払いをいたしますというふうな条項の契約になっておりますので、この際にその政令を改めていただいて、利子補給期間というものはやはり災害資金の借りかえ期間十年というふうなものと合わせていただきたいという希望を持っております。

○芳賀委員　それと、修正の内容ですが、考えられる点は、一つは、今度政府が過剰入植対策の要綱を出された、つまり間引き対策要綱ですね、ですから、今度は振興組合の中ではその政府の方針に基づく間引き対策というものが組合全体の了解のもとに行なわれるわけですね。そうなると、これは当然計画の変更が伴う。その次は、たとえば条件緩和とか、今度の措置に基づいて、やはりそれを計画の中に盛り込む必要な修正措置というものは当然やる必要があろう。それから、もう一つは、今までも問題になっておる、三カ年間に計画を出す場合に、初年度に出したのと三年目に出したのでは非常に内容がアンバランスになっておるといふ問題ですね。このアンバランスは



正のための修正。もう一つは、振興組合の認定が行なわれた後にその地域に入植した開拓者、非常に谷間に置かれておるとか、あるいはいわゆる対象には今なっておらぬが、不振開拓者であるというような人たちの処置、処遇というものは行なわれていないのです。これは、やはり、今回の修正の場合においては、現実が全く不振開拓者であり、これは振興計画の対象にしなければならぬということが認められた場合は、やはりその計画の中にこれを取り入れてやっていく必要があるとわれわれは考えておるわけです。こういう点が予想されるのですが、それ以外に、この修正変更をやる場合にはこういう点もやらなければならぬという事項があれば示してもらいたい。

○近藤参考人 まあ、案を立てましたときに、範囲はそれでいいと思うのであります。従来は、どう言うか、ただ抽象的に、現状程度の生活を維持しながら各種資金の償還ができる限度までということ、実際は経営比率なんかを二〇%くらいしか認められなくて、粗収入二十五万円くらいでもけっこう償還できるのだというように建前から、何か条件がありまして、大へん不合理なものになっておりましたので、修正変更いたします場合に、今度政府資金の履行延期の場合に、経営比率を、大抵酪農経営の場合には五五%、水田経営の場合には三五%くらいまで認めていただいたのをごさいますから、あつた原則のもとに一つ合理的に修正変更を認めていただきたい。やはり、類型に準じて、その地域の実情に合わせて一つ修正変更を認めていただきたいと考えております。

○菅野参考人 修正変更と直接関係があるかどうか存じませんが、提出期限との関連性がございまして、開拓農協の統合、ないしは、二カ町村以上にわたっておりまして振興計画を市町村自治体の負担等によってまかなっていくというためには、大きな市町村と異なっているところは別な組合を作りたい、こういうような場合に、新しく組合を作った場合、いわゆる統合した場合でも分離する場合でも、新しく組合ができた場合は、組合はすでに県報に登記されて認定された組合に限定されるので、組合の統廃合、つまり、統合によって強化する組合あるいはその他の新設組合は、振興法の該当からはずされてしまふような格好になるので、非常に不便でございまして、これは提出期限の延長が認められますればこれらの組合も入るかと思ひますけれども、単なる修正変更ではこれらのものは救えない点がございまして、御参考までに申し上げます。

○芳賀委員 次に御尋ねしたい点は、現在の振興法が実施されたとき、天災融資法だけをこの法律に取り入れるというところではうまくないから、別途措置を講ずべきであるということ、その後自創資金が振興組合に対しては出されておるわけですが、われわれの考へとしては、制度金融以外の、特に個人間の非常に利子の高い債務等についてはとりあえず自創資金でこれを処理した方がいじやないかというように考え方がおなる点でありましたが、その後毎年のように自創資金が出され、現在三十一億くらいになっておりますが、これは、当時の趣旨の線に沿って特に高率な個人的な債務等がこ

の自創資金によって解消されていつてゐるのか、あるいは、そこまで手が伸びぬで、やむを得ず農業の経営維持のために生活資金等それが用いられておるのか、その実情というものはどういふふうになっておりますか。

○井上参考人 自創資金の御質問でございますが、当初開拓者が改善計画を立てる当時は、自創資金というものは開拓者は借り入れられないというようないふ感覚でございました。また、そういう指導もなされていなかったために、自創資金を借り入れて借金を処理するというような考えがなかったものでございまして、三十二年になりましたが、衆議院の皆さん方の御努力によりまして、五億くらいずつ、大体二十五億くらいを開拓者に貸してやろう、こういうようなお話が出ましたので、その金額の範囲内で、実は自創資金によって負債を処理するというような改善計画を一応立てたのでございまして、現在、制度金融から自創資金のようない個人負債等が、まだ相当な額ありますので、農林省に強く要望申し上げましたところ、現在までに約三十二億以上出していただいております。こういうような実態でございまして、この自創資金によって、系統外の債務それから系統の債務というものの一部は解消はいたしましたけれども、実際においてはまだまだ多くの自創資金を貸していただくことが必要なのでありまして、本年度約十五億借りまして、大体五十億になるのをごさいます。

と云うのが、ここで一つ非常に大きな問題になって参りましたのは、自創資金を貸す条件として、最高二十万円で押えられておることが一つと、それから、事務的な面においては、保証人を必ずつけなければならぬ。これは金を借りるのであるから当然でございまして、けれども、相對保証はだめだといふことになっていきますと、なかなか保証人のいい人がない。あつても、非常に貧乏状態のいい開拓農家は、営業状態の悪い農家の保証をすることはいいやだ、こういうような関係になりまして、ワタを北海道なら北海道中に広げて、ワタを北海道なら北海道中に広げていたただけけれども、やはり保証人に対して一つの問題が出てきているということ、それから、二十万円の最高額のうち、十万円を一回先に貸してあるという人間には、実際的にはもう一回十万円を貸しても構はないというような問題が一つの隘路になっております。それから、土地の担保というような場合には、開拓地は実際においてそんなに価値もないというところから、また、担保の設定をする税金の関係とか、そういう問題がいろいろあります。非常に困難であります。こういうような面がある程度緩和していただかなければ、なかなか消化ができないというような問題に相なっているわけでありまして、北海道においては、ことさらに、開拓者個々の負債が非常に大きいわけのございまして、大体二十万のワタ内ではどうにもなりませんので、もう少し最高額を上げていただきたいということ、最高額に達するまではやはり何回でも貸して下さるような制度に改めてもらいたいということ、保証人の場合には、一つ相對保証を認めて、甲のものを乙がやり、乙のものを甲がやるというよう

ことを認めていただきたい。こういうことをやっていただくと、現在のワタを消化できるのじゃないか。現在の制度だったら、現在のワタだけでもちよつとむずかしいのじゃないかというように考へるわけのございまして、また、それでは現在のワタでいいのかと億一千万円を出すと、農林省の調査では、開拓者の系統外の負債は済むのだというところになっておりますけれども、実際にいへばまだまだ多くを保持しているというようないふ面がござい

○芳賀委員 次に、今度の振興法改正によつて、災害資金が開拓者資金融通法の方から出せることになるわけですが、これは天災融資法で貸し出している資金の内容のすべてをこの制度から出すというわけではないのです。主として設備的な資金を出そうということになるので、必ずしもこの災害融資がこれによつて一本化するというところではないのです。われわれとしては、振興組合等の組合員が災害を受けて災害融資を受けるといふ場合においては、やはりどの法律の根拠によつてまかなえるというところでなければいけないと思ひます。従つて、この点も非常に問題点であると思ひますが、災害融資の出し方についてどうやれば一番いいか、御意見を伺いたい。

○近藤参考人 それに関連いたしました、私もむしろ中金さんからお聞きしたいと思ひますが、従来天災融資が出なかったのをごさいます。なぜ出ないか。中金さんの方では、民間資金の方を出して、政府は取り立てを考へてみたり何かするから、将来の天災資

金は政府でもめんどろを見るといううなはつきりした約束ができれば、災害資金は出してあげようというので、最初は三十三年度限りということだったのでございませうが、それが一年延びまして、三十五年度までは制度化するから、三十四年度までは一つ普通の条件で貸した天災資金を営農振興法によって十年以内に借りがえを認めましよう。ところが、三十五年度は、私どもは、振興農家に關する災害資金は政府資金で貸していただけたものだ、その制度を開いていただけたものだ、というふうに理解しておったのでございませうが、ふたをあけてみましたところ、それは施設資金だ、経営資金はやはり天災融資で借りるのだというふうなお話であるように思うのでございませう。そういったら、中金さんの方では、三十五年度以降もわれわれに天災融資で貸した金は振興法によって長期化していただけたものかどうか。また、中金は長期でなければ償還のできないようなものに短期で貸すというふうなことはできない。従来は先ほどの野参考人が申しましたようにワクの一割くらいしか借り得なかつたというふうなことで今回の措置をお願いしたのでございませうから、むしろ先生の方から、中金としては将来の災害資金も振興法によって長期に借りがえをしてやるのかどうかということをお確かめ願いたいと思ひます。

○芳賀委員 きょうは中金の方は質問をしないことになっておるので、これはいずれ次の機会に検討したいと思ひます。ただ、問題は、この法律の改正によって——天災融資法は中金の資金に損失補償と利子補給がつ

くのですが、今度は政府資金で災害融資を行なうという思想が出てきた。だから、系統の方から天災融資法で借入れを一部行なうということより、むしろ政府の責任で災害については融資を行なうというふうな体系を一本化した方がいいのではないかとわれわれは考へておるのです。その点を近藤さん並びに井上さんから述べていただきたと思ひます。

○近藤参考人 私どもとしては、従来そういうふうな中金から融資が受けるのだからというお話ではございませうが、實際上、さんざん理事長さんにも頼んでいただいたり何かしたのでございませうけれども、実際はその半分も天災融資が借りられなかつたわけでありませうから、今の中金のベースに乗つてから、今の中金のベースに乗つてから振興農家については一つ政府資金で天災融資のめんどろを見ていただきたというお願いをしたいのであります。ところが原案はそうではないので、三十四年度の伊勢湾台風と同じような一億の金を貸されるのであれば法律は要らぬのじゃないか。新しい法律を作らねばならないことは、伊勢湾台風で貸されたのと違つて、いわゆる振興法でやられるのですから、振興農家に対して災害資金を貸すという趣旨ではなかつたかと思ひますのでございませうが、どうもそこところは私どもはよくのめ込みなのでございませう。

○井上参考人 災害資金、天災資金につきましても、実は毎年ワクをちやうだいて参つたのでございませうけれども、そのワクがなかなか消化をされない、完全に借り入れするまでの間には相当な時日を要する、しかも、相当な

時日を要しても全額を貸していただけないけれども、半分も貸していただけない、こういうのが従来からのことでは、実際中金さんに折衝してみますと、開拓者の実態から言つて、災害資金のような金を中金さんから借りるといふことは、私どもも金融機関に折衝するような立場の人間から考へましても非常に無理なことではございまして、生産につき込む金ならばとにかく、災害にかかつた開拓者が金を天災法で借りましても、どうしても償還計画が立たないというのが現況でございまして、二年や三年の資金ではどうして償還がでないというのが実情でございませう。そういう面から、ぜひ一つ政府の長期資金でもつてこれをまかなつていただきた、こういうことを実は農林省にも申し上げたわけではございませう、農林省におかれまして、このことにつきましても、中金と従来何回にもわたつて折衝されておるので、その理由は十分わかつておるので、その理由で、農林省ももちろんそれはそうしたいといふことで大蔵省に要求されたと思ひますが、残念ながら一億といふことになり、しかも施設を重点と考えたといふことになつておるのでございませうけれども、当然、この中に、気象条件のいゝやうな冷災害、あるいは長雨だとか旱天だとかいふ面も天災法同様な貸付条件をせび入れていただきた、こういうふうな考へておるわけでありませう。

○芳賀委員 次に、開拓者資金融通法による条件緩和法の問題点についてこの際お尋ねしておきたい。振興計画の達成に即応して、国の債権管理法によ

る不振組合に対する条件緩和というものが行なわれることになつておつたのであります。が、われわれが聞くところでは、あまりこれが積極的に行なわれていなかつたといふことでありまして、国の債権管理法に基づく開拓融資等の条件緩和がどのような状態で行なわれたか、その実績等について参考までに述べてもらいたたい。

○近藤参考人 債権管理法によりますなにはきつめておつたかと思ひます。それはなぜかと申しますと、非常に手続が厄介でございましてその煩にたえないといふことと、内容的に見まして、たとえば優先弁済額の中に公庫資金が入つていないとか、あるいは生活費の算定が実質的に検討してみますと低いとか、あるいは履行延期をされた結果が普通の場合には二年据置く三年償還になるといふことでございませう、債権管理法というものが、振興させようといふ目的よりは、取り立てる、ともかく確実に債権を回収するのだといふ色合いが強く、農林省にまかされるというものはありますけれども、実際には、ともかく今の振興農家の実態には合わない。やはり、長期にわたつてこの際政府資金については一つ抜本的な対策を講じていただきたといふふうなお願ひであつたわけではございませう。

○芳賀委員 今回の条件緩和法によつても、あまり——開拓者の皆さんから見ればどのようにお考へになつていかかわりませんが、やはりこの際徹底した固定化の負債に対する政府資金の緩和条件といふものを明らかにしないと、また次の機会に条件緩和をしなればならぬといふことになるし、それ

が開拓の今後の進展にも障害になるわけでありませうから、たとえば、われわれとしては、今度はまた今までの資金を一本化して証書の書きかえを行なうといふような場合の一つの方法である、今考へておるものも一つの方法であると思ひますが、利子とか延滞金を元本に直して証書を作るといふことについてこれは問題があると思ひます。

ですから、これは、皆さんの方においても、十分希望通りとはいかぬといふ、このような条件であれば返せるという、——返さないという気持はないといふことは近藤さんが言われた通りだとすれば、こうやつてもらえれば返せるんだといふような最低の条件といふものはやはりできるだけ反映させるようにしたらいではないかとわれわれは考へておるのです。たとえば、金利とか延滞金を、それを免除するといふような方法もありませうし、あるいは、利息等については、これを元本に加算しないで、これを別に扱つて、利子の分についても長期的に返済するといふような方法もあると思ひます。ですから、皆さん方として、こういうような条件緩和法について、これといけば大体自分たちも実行可能なんだといふような考へがあれば、この機会に述べてもらいたたい。

○近藤参考人 私ども、ともかくそれで一番基本となりますことは、先ほど申しましたように、新規入植の方は、機械開墾した土地に政府資金をもつて、それが直ちに生産財になつておるのでございませうが、私どもが今まで持つております負債のかなりな部分が不生産資本、悪く申しますと不有効な資金投下になつておつたので、新規入

植の方よりは条件が悪いということをして、政府当局も実態分析をしていただけないだろうか、そして、その前提に立つてお考えをいただくとうかがいます。それが、何と申しまして、一番大事なことは、私は、少なくとも、償還できない人については、形式的に振興農家に限るとかあるいは三十一年以後の罹災者に限るとかいうふうなほんとは、つづまの合わないようなことでなく、ああいう方式が示されておるのでござい

ますから、返せない人はこういう方式で算定して、この方式に合う人は一つ履行延期をするんだというふうにしていただきたいと思います。これが何といても最大の願いであります。

それから、従来償還できなかった人は元利とも償還できなかったわけでありました。実績は大体五億から六億の間でございまして、今度は履行延期はしてやるけれども据置期間中は利息を徴収するんだ、それでまたその利息に對して納められなければ延利を取るということになろうかと思うのでござい

ます。それが、元本に延利と利息を加えて書きかえるということ、開拓者の感じから申し上げますと、償還管理法で一方的に出ていく、そして従来より単純に二銭四厘の延利がつくという

ことになっておいて、その延利をつけておいて今度はまたそれを元本に入れたて証書を書きかえて、またこれに延利をつけるというふうなことは、どうも反感を生むと思うのであります。それで、これも別に延利を取らなくたって

国としては償還をしないと思うのでございしますから、ことに従来の不有効な元本が相当あるのございしますから、元本を切り捨てるということとは社会的に見ていけないということではござい

ます。許す範囲内で一つ第一に延利は免除していただきたい。そうして、相なるべくならば、ともかく計算さえ合えば、それで特別会計が成り立つとい

うことであれば、私は、利息も当初の政府案でお考えになりましたように考えていただけないだろうかという希望を持っております。

何よりも一つ営農を振興させるのだ、その間にこうすれば確実に償還できるのだというところでいかなと、前の振興法で災害資金を借りかえて、これならいけるかと政府も約束し、金融機関も約束し、われわれも約束したものが、もうすでに実行されておるのでござ

います。今度の政府資金の履行延期は、他の金融機関の金は優先し、そして政府資金でもってクッションにな

ってやるのだ、政府が親心でもって数次の災害とかその他のクッションの役目は政府資金でやってやるのだとい

うふうな考え方では御承知願えないものだらうかというふうな思っております。今度の法改正のたつた一つの内容であり、振興法といながら前の振興法は災害資金の借りかえ、今度は政府資金の借りかえということにござい

まして、これにやはりほんとうの内容を与えていただきたい。

○芳賀委員 次に、今までは法人借りであったのを、今度は個人別に内訳をつけて直貸し制度に改めるわけなので

すが、先ほど三好参考人からもお話のあった通り、個人別に今度は債務の分担をきめる場合、個人々々にやると、いやおれは金はこれだけ払っておるはずだというふうな問題も出てくるのだ

うような方法が、私どもとしては望ましいという工合に考えておるわけでございます。これらの点が、今御質問のありましたように快刀乱麻を断つこと、これさえできればいいのだということが、なかなかむずかしいのでございます。そこで、まあ検討をさせていただきますたい、こういう工合に申し上げているわけでございます。

○芳賀委員　今説明のあった、受託金融機関に対して公庫が二割の損失補償をやらしておる、本来はこれは公庫が直貸しするのを、受託金融機関に代行さしておるのですから、その損失補償の場合にはむしろ公庫自身が責任を持つという態度で臨むのが当然だとわれわれは考えておるのですが、この点についても、政府の指導方針によってこういう受託金融機関に二割の損失補償をさせるという規定を設けたのですか、これは公庫としての金融業者的な感覚でこういうことを案出したものであるか、政府の方からそれでやらなければいかぬということになっておるか、その点はどうなんですか。

○中沢説明員　お答えいたします。

農林漁業金融公庫の特別なルールではございませんので、よその公庫はもっと大きく保証をさせておるようでございます。具体的に申しますと、七割の債務保証をさせておるといふ事例がございます。それから、農林公庫につきましては、公庫としての新設したルールではなくて、特別会計の時代から引き受けました同じ条件でございます。で、このやり方につきましては、委託をいたしますときに何らかの保証を持たすということが、今申しました通り大体通説的に行なわれておるよう

でございます。公庫が直接に扱えば、当然、お話を通りに、リスクを全部背負うことになるわけでございますが、ただいま申しました通りに、全国各地にある、特に個人——個人というのはあまりないのですが、きょうの議題になりますと個人貸付もかなり議題になっていくわけであります。そういう特定の個人貸付にまで、いわゆる長年月にわたるところの債務をトレースしていくというところは、なかなか言うべしとして、実際上むずかしいことだと思ひまして私どもとしては、零細なものにつけばつくほど、委託ということ、多少そういう点の実務上の取り扱いを緩和していくことが望ましいという工合に考えておるわけでございませうが、しかし、最近直接に取り扱ったものもだんだん増加しつつございませう。そういう状況でございます。

○芳賀委員 最後に、開拓者資金融通法の改正の問題ですが、これは、内容等についてはさう複雑ではありませんが、特に、貸し出しの条件については、北海道分と内地分というふうな条件が分かれておるわけですね、先ほど参考人の御意見の中にも、北海道と同じような条件にしてみたいというお話もございましたが、これは実際の資金運用上の問題としてはどういふことになりましか。全部これは同じでいいというようにするか、原則は一本にして、それ以外とかなんとかいうこと、たとえば、資金の貸し出しの目的等によって内地府県と北海道における施設の規模であるとか経営の大小とかいろいろな資金需要についても相違点はあると思いますが、できれば開拓者資金融通法等についても一本の原則を

きめて、それを地域の条件とか特殊性を勘案して運用することも必要だと思ひますが、この点に対して井上さん並びに近藤さんの御意見を聞きたいと思ひます。

○井上参考人 開拓者資金融通法の改正の問題でございますが、今度貸し出す振興対策資金、いわゆる中期の資金、今度長期資金になるのございませうが、従来三年・九年で十二年であったのを、北海道に限り、いわゆるマル集資金とのつり合ひ上、五年据置の十年にする、こういうことに相なっておるのでございますが、もちろん、内地と申しましても、東北や高冷地等においても北海道と同様な条件下にあるところもありまので、こういう点ではやはり全国一律に五年の十五年にやっていたいただきたい。もともと、資金を貸し出すその金額におきましては、北海道の方が農林省の方で査定をしておられますからいさまして多くなっておりますので、その点の差は従来通りつくわけでございますから、金利、それから年限等においては、北海道、内地とも、やはり同様にするのが妥当じゃないか、こういうふうにご覧になっておる。

○芳賀委員 それから、これに関連する問題ですが、間引き対策というものは、一体、参考人の皆さん方の立場から見て、政府の考へておるようによい点なんですか。政府の方針としては、国が十万円、都道府県が五万円、間引き対策の費用を十五万円出すということにきまつておりますが、その程度の国の配慮で、離農する開拓者が、再入植する場合もあるでしょうし、転業

する場合もあるでしょうし、また海外に進出する人もあるでしょうが、安心して間引き対策に協力して、そしてこれが今後の振興計画の達成のためにも非常に貢献するという事態がはたして期待できるかどうか。どうですか、この点は。

○近藤参考人 政府が、間引かなければならぬ戸数は三千戸だ、それをこういう対策で今後毎年六百戸ずつ五カ年間に間引くのだというふうな予算化しておられるのでございますが、これは非常にむずかしい問題でございます。まして、ただ簡単に机上でもってやりましてもなかなかできないので、実際に私もが前からお願いをしておりましたことは、一つは、いわゆる間引きの対策調査と申しますか、実際に今振興計画を立てておられるけれども、単なる今の構成員や配分面積をもつてはどうかにもならないというふうなものがどのくらいあるか、そしてそれを間引くことによつて更生し得るかどうかということをも一つ調査していただきたい。しかも、その調査をするにいたしまして、従来この調査を講ずる、こういう従来この調査については責任を負うとか負わぬとか、あるいは将来の転業については何んどうを見るときかという条件をともかく示して、そしてその可能性を判定してみたらどうであらうかと考えておったのでございます。きつちりしたような線が出ておるのでございますが、実際は、個々のケースに当るか、また、組合側としても、ともかく将来の安定した農業経営をやる上にはうちの組合はどうしなければならぬかということをも十分に検討した

上であげてこなければ、単純には扱えない。ともかく一生をかけて入植した者でございますし、出ていくと申しましても、開拓は、よく、ぬるま湯だ、おつても寒い、出て寒いと言われておりますように、言うべくしてなかなか容易にできませんが、手をつける、手をつけてこし一つ研究をしてみる、そして、ある程度条件を伸縮することによつて実行できるという人については、一つ伸縮性を持って、少戸数でも扱っていただけないだろうかと思っております。

○芳賀委員 先ほど、同僚の角屋委員から、開拓農協の実情や再建整備の将来についての質問があったが、ここでお尋ねしておきたいのは、昭和二十六年の農林漁業組合の再建整備法、それから昭和三十一年の農業協同組合の整備特別措置法等が実施されたのですが、開拓協同組合の場合も、もちろんこれは農協法の規定に基づいてできておるのですが、すべての開拓協同組合が総合事業をやっておるわけではありませんが、しかし、この二つの法律の対象になるものというのは相当数あったと思うのです。従来この法律の規定等に基づいて開拓協同組合の再建整備等がはたして指定を受けて行なわれたかどうか、その内容等についてはどうなっておるかという点。

それから、もう一点は、都道府県によつては、都道府県にあるところの農業協同組合の府県の中央会の会員に開拓農協がなつておらないところが相当あるわけですね。中央会の組織は、全国中央会にしても府県の農協中央会にしても、当然、協同組合の健全化をはかつて、財務の十分なる充実をはか

て、事業面についても強力な前進ができるようなことを主たる事業としてやっております。特に、その経営面等については、この中央会が一つの事業目的でこれを行つておるわけでありますが、入つておらない開拓農協が多いというところは私は聞いておるわけですが、これは、開拓農協自身が理由があつて中央会に加入しないものであるか、中央会の側において敬遠して入れないものであるか、そういうような事情もこの際つまびらかにしておいてもらいたいと思ふ。

○井上参考人 御答弁申し上げます。第一点の件につきましては、再建整備法が制定されましたけれども、開拓農協におきましては、一単協も取り扱っていただいた単協はないのであります。県連におきましても、北海道連と全国開拓連とが乗つただけで、そのほかほとんど再建整備には乗っていないというふうな状態でございます。再建整備法の恩恵は、開拓農協に限り一つも受けていないということをおし上げてよろしいと思ひます。

第二点の、中央会加入の件でございますが、全開連は全中に入入しております。県開連のうち約半分くらいは加入していると思ひますけれども、ほかは加入してないわけでございます。どういふわけで加入しないかということをおし上げますと、中央会自体として、開拓の組合の指導とか経理の検査とかいふものに対して、特殊な政府資金のようなものとかあるいは政府の補助金の会計だとか経理だとかいふような関係上、これらの面に精通した職員の方が中央会におられない、こ

ういう面から、開拓は開拓連で一つ



やってくれということ、実際に中央会に加入しなくても、開拓農協は何ら恩典を受けることができない、こういうような状態でございますために、開拓農協が中央会にほとんど加入していないというのが現状でございます。もともと、これは、各県とも、北海道でもそうでございますが、農務部と農地開拓部のうちの開拓経営課というのが別個になっておりまして、その方で開拓農協の経理指導とかあるいは検査指導とかいうことを大体行なっている、こういうような関係も災いしているように思います。

○吉川委員長 参考人各位には長時間にわたり本委員会の審査に御協力いただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十九分散会

委員会議録第五号中正誤

ベ少段 行 誤 正  
一五 三 小西寅松君 吉田重延君  
紹介 外一名紹介

昭和三十五年四月二十三日印刷

昭和三十五年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局